

伊 勢 市 公 報

第 268 号
平成 29 年 1 月 5 日
木 曜 日

目 次

	頁
条 例	
○ 伊勢市個人情報保護条例等の一部を改正する条例	3
○ 伊勢市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部を改正する条例の一部を改正する条例	6
○ 伊勢市職員の勤務時間、休暇等に関する条例等の一部を改正する条例	10
○ 伊勢市職員給与条例等の一部を改正する条例	18
○ 伊勢市職員退職手当支給条例等の一部を改正する条例	30
○ 伊勢市福祉健康センター条例の一部を改正する条例	35
○ 伊勢市立認定こども園条例の一部を改正する条例	38
○ 伊勢市地域包括支援センターの包括的支援事業の実施に関する基準を定める条例の一部を改正する条例	40
○ 伊勢市廃棄物の減量及び適正処理に関する条例の一部を改正する条例	42
規 則	
○ 伊勢市福祉医療費の助成に関する条例施行規則の一部を改正する規則	44
○ 伊勢市職員の職務の級、初任給、昇格、昇給等の基準規則及び伊勢市技能労務職員の給与、勤務時間その他の勤務条件に関する規則の一部を改正する規則	48
○ 平成 28 年 12 月改正給与条例の施行に伴う給与の支給等に関する規則	60
○ 伊勢市保育所の利用に関する規則及び伊勢市立認定こども園条例施行規則の一部を改正する規則	64
○ 伊勢市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例施行規則の一部を改正する規則	70
○ 伊勢市職員の勤務時間、休日及び休暇に関する規則等の一部を改正する規則	77
○ 伊勢市救急業務実施規則の一部を改正する規則	87
○ 伊勢市救助業務実施規則の一部を改正する規則	93
教育委員会規則	
○ 伊勢市立の小学校及び中学校の就学すべき学校の指定に関する規則の一部を改正する規則	99
訓 令	
○ 臨時的任用職員の取扱いに関する規程及び伊勢市職員服務規程の一部を改正する訓令	102
病院事業管理規程	
○ 伊勢市病院企業職員の給与に関する規程の一部を改正する規程	111
○ 市立伊勢総合病院事務決裁規程及び伊勢市病院企業職員の育児休業等に関する規程の一部を改正する規程	132
告 示	
○ 平成 28 年度補正予算の要領について	135
○ 指定地域密着型通所介護事業の廃止について	155
○ 指定地域密着型通所介護事業の廃止について	156
○ 市道の路線の廃止について	157
○ 市道の路線の認定について	158

○ 道路の区域の決定について	160
○ 道路の供用開始について	161
上下水道事業告示	
○ 伊勢市指定給水装置工事事業者の指定について	163
公 告	
○ 公示送達	164
○ 認可地縁団体が所有する不動産の所有権の移転の登記に係る公告について	165
○ 認可地縁団体が所有する不動産の所有権の移転の登記に係る公告について	167
○ 伊勢市都市マスタープラン全体構想 Ver. 2.0 の公表について	169
○ 農用地利用集積計画について	170

伊勢市個人情報保護条例等の一部を改正する条例をここに公布する。

平成 28 年 12 月 22 日

伊勢市長 鈴木 健 一

伊勢市条例第44号

伊勢市個人情報保護条例等の一部を改正する条例

(伊勢市個人情報保護条例の一部改正)

第1条 伊勢市個人情報保護条例（平成17年伊勢市条例第20号）の一部を次のように改正する。

第11条の4第2項及び第3項中「第19条第13号」を「第19条第14号」に改める。

第40条第1項第1号中「第28条」を「第29条」に改める。

(伊勢市個人情報保護条例の一部を改正する条例の一部改正)

第2条 伊勢市個人情報保護条例の一部を改正する条例（平成27年伊勢市条例第25号）の一部を次のように改正する。

第3章及び第4章の改正規定のうち第38条に係る部分中「又は」を「若しくは」に改め、「情報提供者」の次に「又は同条第8号に規定する条例事務関係情報照会者」を、「第2項」の次に「(これらの規定を番号法第26条において準用する場合を含む。)」を加える。

(伊勢市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部改正)

第3条 伊勢市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例（平成27年伊勢市条例第32号）の一部を次のように改正する。

第1条及び第4条中「第19条第9号」を「第19条第10号」に改める。

附 則

この条例は、個人情報の保護に関する法律及び行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の一部を改正する法律（平成27年法律第65号）附則第1条第5号に掲げる規定の施行の日から施

行する。

伊勢市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部を改正する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成 28 年 12 月 22 日

伊勢市長 鈴木 健 一

伊勢市条例第45号

伊勢市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部を改正する条例の一部を改正する条例

伊勢市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部を改正する条例（平成28年伊勢市条例第4号）の一部を次のように改正する。

第2条中伊勢市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例別表第2に4の項から6の項までを加える改正規定を次のように改める。

別表第2の1の項中「情報」の次に「(以下「国民健康保険等給付関係情報」という。)」を加え、同表2の項中「国民健康保険法又は高齢者の医療の確保に関する法律による医療に関する給付の支給に関する情報」を「国民健康保険等給付関係情報」に改め、同表に次のように加える。

4 市長	伊勢市福祉医療費の助成に関する条例	地方税関係情報であって規則で定めるもの
	例による障害者の医療費の助成に関する事務であって規則で定めるもの	国民健康保険等給付関係情報であって規則で定めるもの
		生活保護関係情報であって規則で定めるもの
		中国残留邦人等支援給付等の支給に関する情報であって規則で定めるもの

		の
		生活に困窮する外国人に対する生活保護の措置の実施に関する情報であって規則で定めるもの
5	市長	伊勢市福祉医療費の助成に関する条例による一人親家庭等の医療費の助成に関する事務であって規則で定めるもの
		地方税関係情報であって規則で定めるもの
		国民健康保険等給付関係情報であって規則で定めるもの
		生活保護関係情報であって規則で定めるもの
		児童扶養手当関係情報であって規則で定めるもの
		中国残留邦人等支援給付等の支給に関する情報であって規則で定めるもの
		生活に困窮する外国人に対する生活保護の措置の実施に関する情報であって規則で定めるもの
6	市長	伊勢市福祉医療費の助成に関する条例によるこどもの医療費の助成に関する事務であって規則で定めるもの
		地方税関係情報であって規則で定めるもの
		国民健康保険等給付関係情報であって規則で定めるもの
		生活保護関係情報であって規則で定めるもの
		中国残留邦人等支援給付等の支給に

		関する情報であって規則で定めるもの
		生活に困窮する外国人に対する生活保護の措置の実施に関する情報であって規則で定めるもの

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

伊勢市職員の勤務時間、休暇等に関する条例等の一部を改正する条例を

ここに公布する。

平成 28 年 12 月 22 日

伊勢市長 鈴木 健 一

伊勢市条例第46号

伊勢市職員の勤務時間、休暇等に関する条例等の一部を改正する条例

(伊勢市職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部改正)

第1条 伊勢市職員の勤務時間、休暇等に関する条例（平成17年伊勢市条例第28号）の一部を次のように改正する。

第8条の3第1項中「子の」を「子（民法（明治29年法律第89号）第817条の2第1項の規定により職員が当該職員との間における同項に規定する特別養子縁組の成立について家庭裁判所に請求した者（当該請求に係る家事審判事件が裁判所に係属している場合に限る。）であって、当該職員が現に監護するもの、児童福祉法（昭和22年法律第164号）第27条第1項第3号の規定により同法第6条の4第1項に規定する里親である職員に委託されている児童のうち、当該職員が養子縁組によって養親となることを希望している者その他これらに準ずる者として規則で定める者を含む。以下この条において同じ。）の」に改め、同条第4項中「第1項及び前項」を「前3項」に、「日常生活を営むのに支障がある者(以下この項において「要介護者」という。）」を「要介護者」に、「子のある」を「子（民法（明治29年法律第89号）第817条の2第1項の規定により職員が当該職員との間における同項に規定する特別養子縁組の成立について家庭裁判所に請求した者（当該請求に係る家事審判事件が裁判所に係属している場合に限る。）であって、当該職員が現に監護するもの、児童福祉法（昭和22年法律第164号）第27条第1項第3号の規定により同法第6条の4第1項に規定する里親である職員に委託されている児童のうち、当該職員が養子縁組によって養親となることを希望している者その他これらに準ずる者として規則で定める者を含む。以下この条において同じ。）のある」に、「あ

るのは「要介護者のある職員が、規則で定めるところにより、当該要介護者を介護」と、「深夜における」とあるのは「深夜（午後10時から翌日の午前5時までの間をいう。）における」と、前項中「小学校就学の始期に達するまでの子のある職員が、規則で定めるところにより、当該子を養育」とあるのは「要介護者のある職員が、規則で定めるところにより、当該要介護者を介護」を「あり、第2項中「3歳に満たない子のある職員が、規則で定めるところにより、当該子を養育」とあり、及び前項中「小学校就学の始期に達するまでの子のある職員が、規則で定めるところにより、当該子を養育」とあるのは「第15条第1項に規定する要介護者のある職員が、規則で定めるところにより、当該要介護者を介護」と、第1項中「深夜における」とあるのは「深夜（午後10時から翌日の午前5時までの間をいう。）における」と、第2項中「当該請求をした職員の業務を処理するための措置を講ずることが著しく困難である」とあるのは「公務の運営に支障がある」に改める。

第11条中「及び介護休暇」を「介護休暇及び介護時間」に改める。

第15条第1項中「職員が」の次に「要介護者（」を、「支障があるもの」の次に「をいう。以下同じ。）」を、「介護をするため、」の次に「任命権者が、規則の定めるところにより、職員の申出に基づき、要介護者の各々が当該介護を必要とする一の継続する状態ごとに、3回を超えず、かつ、通算して6月を超えない範囲内で指定する期間（以下「指定期間」という。）内において」を加え、同条第2項中「前項に規定する者の各々が同項に規定する介護を必要とする一の継続する状態ごとに、連続する6月の期間」を「指定期間」に改め、同条第3項中「給与条例第9条」を「給与条例第31条」に、「同条例第31条」を「給与条例第35条」に、「勤務時間」を「勤務」に改める。

第15条の次に次の1条を加える。

(介護時間)

第15条の2 介護時間は、職員が要介護者の介護をするため、要介護者の各々が当該介護を必要とする一の継続する状態ごとに、連続する3年の期間（当該要介護者に係る指定期間と重複する期間を除く。）内において1日の勤務時間の一部につき勤務しないことが相当であると認められる場合における休暇とする。

2 介護時間の時間は、前項に規定する期間内において1日につき2時間を超えない範囲内で必要と認められる時間とする。

3 介護時間については、給与条例第31条の規定にかかわらず、その勤務しない1時間につき、給与条例第35条に規定する勤務1時間当たりの給与額を減額する。

第16条の見出し及び同条中「及び介護休暇」を「、介護休暇及び介護時間」に改める。

第2条 伊勢市職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を次のように改正する。

第8条の3第1項及び第4項中「第6条の4第1項」を「第6条の4第2号」に、「里親」を「養子縁組里親」に改め、「のうち、当該職員が養子縁組によって養親となることを希望している者」を削る。

(伊勢市職員の育児休業等に関する条例の一部改正)

第3条 伊勢市職員の育児休業等に関する条例（平成17年伊勢市条例第29号）の一部を次のように改正する。

第2条の2を第2条の3とし、第2条の次に次の1条を加える。

(育児休業法第2条第1項の条例で定める者)

第2条の2 育児休業法第2条第1項の条例で定める者は、児童福祉法（昭和22年法律第164号）第6条の4第2項に規定する養育里親であ

る職員（児童の親その他の同法第27条第4項に規定する者の意に反するため、同項の規定により、同法第6条の4第1項に規定する里親であって養子縁組によって養親となることを希望している者として当該児童を委託することができない職員に限る。）に同法第27条第1項第3号の規定により委託されている当該児童とする。

第3条第1号を次のように改める。

- (1) 育児休業をしている職員が産前の休業を始め、又は出産したことにより当該育児休業の承認が効力を失った後、当該産前の休業又は出産に係る子が次に掲げる場合に該当することとなったこと。

ア 死亡した場合

イ 養子縁組等により職員と別居することとなった場合

第3条中第5号を第6号とし、第2号から第4号までを1号ずつ繰り下げ、第1号の次に次の1号を加える。

- (2) 育児休業をしている職員が第5条に規定する事由に該当したことにより当該育児休業の承認が取り消された後、同条に規定する承認に係る子が次に掲げる場合に該当することとなったこと。

ア 前号ア又はイに掲げる場合

イ 民法（明治29年法律第89号）第817条の2第1項の規定による請求に係る家事審判事件が終了した場合（特別養子縁組の成立の審判が確定した場合を除く。）又は養子縁組が成立しないまま児童福祉法第27条第1項第3号の規定による措置が解除された場合

第11条第1号を次のように改める。

- (1) 育児短時間勤務（育児休業法第10条第1項に規定する育児短時間勤務をいう。以下同じ。）をしている職員（以下「育児短時間勤務職員」という。）が産前の休業を始め、又は出産したことにより当

該育児短時間勤務の承認が効力を失った後、当該産前の休業又は出産に係る子が第3条第1号ア又はイに掲げる場合に該当することとなったこと。

第11条中第6号を第7号とし、第2号から第5号までを1号ずつ繰り下げ、第1号の次に次の1号を加える。

- (2) 育児短時間勤務職員が第14条第1号に掲げる事由に該当したことにより当該育児短時間勤務の承認が取り消された後、同号に規定する承認に係る子が第3条第2号ア又はイに掲げる場合に該当することとなったこと。

第12条中「勤務時間条例」を「伊勢市職員の勤務時間、休暇等に関する条例（平成17年伊勢市条例第28号。以下「勤務時間条例」という。）」に改める。

第22条第1項中「正規の勤務時間」を「勤務時間条例第8条第1項に規定する正規の勤務時間」に改め、同条第2項中「を承認されている」を「又は勤務時間条例第15条の2の規定による介護時間の承認を受けて勤務しない」に改め、「当該育児時間」の次に「又は当該介護時間の承認を受けて勤務しない時間」を加える。

第4条 伊勢市職員の育児休業等に関する条例の一部を次のように改正する。

第2条の2中「第6条の4第2項」を「第6条の4第1号」に、「第6条の4第1項」を「第6条の4第2号」に、「里親であって養子縁組によって養親となることを希望している者」を「養子縁組里親」に改める。

（伊勢市上下水道企業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部改正）

第5条 伊勢市上下水道企業職員の給与の種類及び基準に関する条例（平

成17年伊勢市条例第169号)の一部を次のように改正する。

第17条第2項中「又は介護休暇」を「、介護休暇」に改め、「が配偶者」の次に「(届出をしないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。以下この項において同じ。)」を、「支障があるもの」の次に「(以下「要介護者」という。)」を、「休暇をいう。)」の次に「又は介護時間(当該職員が要介護者の介護をするため、1日の勤務時間の一部につき勤務しないことが相当であると認められる場合における休暇をいう。)」を加える。

(伊勢市病院企業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部改正)

第6条 伊勢市病院企業職員の給与の種類及び基準に関する条例(平成17年伊勢市条例第124号)の一部を次のように改正する。

第19条第2項中「又は介護休暇」を「、介護休暇」に改め、「が配偶者」の次に「(届出をしないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。以下この項において同じ。)」を、「支障があるもの」の次に「(以下「要介護者」という。)」を、「休暇をいう。)」の次に「又は介護時間(当該職員が要介護者の介護をするため、1日の勤務時間の一部につき勤務しないことが相当であると認められる場合における休暇をいう。)」を加える。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、平成29年1月1日から施行する。ただし、第2条及び第4条の規定は、平成29年4月1日から施行する。

(伊勢市職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部改正に伴う経過措置)

- 2 第1条の規定による改正前の伊勢市職員の勤務時間、休暇等に関する条例第16条の規定により、介護休暇の承認を受けた職員であって、こ

の条例の施行の日（以下「施行日」という。）において、当該介護休暇の初日（以下「初日」という。）から起算して6月を経過していないものの当該介護休暇に係る第1条の規定による改正後の伊勢市職員の勤務時間、休暇等に関する条例第15条第1項に規定する指定期間については、任命権者は、規則の定めるところにより、初日から当該職員の申出に基づく施行日以後の日（初日から起算して6月を経過するまでの日に限る。）までの期間を指定するものとする。

（委任）

- 3 前項に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、市長が別に定める。

伊勢市職員給与条例等の一部を改正する条例をここに公布する。

平成 28 年 12 月 22 日

伊勢市長 鈴木 健 一

伊勢市条例第47号

伊勢市職員給与条例等の一部を改正する条例

(伊勢市職員給与条例の一部改正)

第1条 伊勢市職員給与条例（平成17年伊勢市条例第42号）の一部を次のように改正する。

第28条第2項各号列記以外の部分中「掲げる額」を「定める額」に改め、同項第1号中「100分の80」を「100分の90」に、「100分の100」を「100分の110」に改め、同項第2号中「100分の37.5」を「100分の42.5」に、「100分の47.5」を「100分の52.5」に改める。

附則第16項中「100分の1.2」を「100分の1.35」に、「100分の1.5」を「100分の1.65」に、「100分の80」を「100分の90」に、「100分の100」を「100分の110」に改める。

別表第1を次のように改める。

別表第1（第2条関係）

一般職給料表

職 員 の 区 分	職務 の 級	1級	2級	3級	4級	5級	6級	7級	8級
		給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
再		円	円	円	円	円	円	円	円
任	1	141,600	191,700	227,900	261,100	287,100	317,700	361,800	407,300
用	2	142,700	193,500	229,500	263,000	289,300	319,900	364,400	409,700
職	3	143,900	195,300	231,000	264,800	291,600	322,200	366,900	412,200
員	4	145,000	197,100	232,600	266,900	293,700	324,400	369,500	414,600
以									

外 の 職 員	5	146,100	198,700	234,100	268,700	295,700	326,600	371,500	416,500
	6	147,200	200,500	235,800	270,600	298,000	328,600	374,000	418,800
	7	148,300	202,300	237,300	272,500	300,300	330,800	376,300	420,900
	8	149,400	204,100	238,900	274,600	302,500	333,000	378,800	423,100
	9	150,500	205,800	240,300	276,700	304,600	335,100	381,300	425,100
	10	151,900	207,600	241,800	278,700	306,900	337,300	384,000	427,200
	11	153,200	209,400	243,400	280,800	309,100	339,400	386,600	429,300
	12	154,500	211,200	244,800	282,800	311,400	341,600	389,300	431,400
	13	155,800	212,600	246,300	284,800	313,500	343,500	391,700	433,100
	14	157,300	214,400	247,800	286,900	315,600	345,500	394,000	434,900
	15	158,800	216,100	249,100	288,900	317,800	347,600	396,200	436,900
	16	160,400	217,900	250,500	290,900	319,900	349,600	398,600	438,900
	17	161,700	219,600	252,000	292,900	322,000	351,400	400,400	440,800
	18	163,200	221,300	253,700	294,900	324,000	353,400	402,400	442,600
	19	164,700	222,900	255,400	297,000	326,100	355,200	404,300	444,400
	20	166,200	224,500	257,200	299,000	328,100	357,100	406,100	446,100
	21	167,600	226,000	258,800	301,000	330,000	359,100	408,000	447,900
	22	170,300	227,700	260,600	303,100	332,100	361,000	409,800	449,400
	23	172,900	229,300	262,300	305,100	334,100	363,000	411,600	450,800
	24	175,500	230,900	264,000	307,200	336,200	364,900	413,500	452,300
	25	178,200	232,200	266,000	309,000	337,700	366,900	415,300	453,700

26	179,900	233,700	267,900	311,100	339,600	368,800	416,800	455,000
27	181,600	235,100	269,700	313,200	341,500	370,800	418,300	456,300
28	183,300	236,400	271,500	315,200	343,400	372,800	419,900	457,500
29	184,800	237,700	273,200	317,100	345,100	374,300	421,500	458,500
30	186,600	238,900	275,100	319,100	347,000	376,100	422,800	459,200
31	188,400	239,900	277,000	321,200	348,900	377,900	424,100	460,000
32	190,100	241,100	278,700	323,300	350,700	379,500	425,300	460,700
33	191,700	242,400	280,400	324,700	352,600	381,300	426,500	461,400
34	193,200	243,600	282,300	326,700	354,400	382,700	427,800	462,200
35	194,700	244,800	284,100	328,600	356,200	384,200	429,100	462,900
36	196,200	246,100	286,000	330,700	357,900	385,800	430,300	463,500
37	197,500	247,000	287,600	332,600	359,300	387,200	431,500	464,000
38	198,800	248,400	289,300	334,500	360,600	388,400	432,300	464,600
39	200,100	249,800	291,100	336,500	362,000	389,600	433,100	465,200
40	201,400	251,300	292,900	338,400	363,400	390,700	433,900	465,800
41	202,700	252,700	294,600	340,300	364,700	391,800	434,500	466,300
42	204,000	254,100	296,300	342,200	365,600	393,000	435,200	466,800
43	205,300	255,500	297,900	344,000	366,700	394,200	435,900	467,200
44	206,600	256,800	299,500	345,900	367,800	395,300	436,600	467,500
45	207,800	258,000	301,200	347,400	368,600	396,000	437,400	467,800
46	209,100	259,300	302,900	348,800	369,500	396,700	438,200	

47	210,400	260,700	304,500	350,300	370,400	397,400	438,600
48	211,700	262,000	306,200	351,800	371,300	398,100	439,300
49	212,800	263,300	307,300	353,400	372,200	398,700	439,800
50	213,900	264,400	308,800	354,200	373,000	399,300	440,200
51	214,900	265,700	310,300	355,400	373,800	399,800	440,600
52	216,000	267,000	311,900	356,400	374,600	400,200	441,000
53	217,100	268,000	313,500	357,300	375,300	400,600	441,400
54	218,100	269,100	315,100	358,400	376,000	400,900	441,800
55	219,000	270,400	316,700	359,300	376,700	401,200	442,200
56	220,000	271,700	318,200	360,400	377,400	401,500	442,500
57	220,600	272,800	319,700	361,300	377,900	401,800	442,800
58	221,500	273,800	320,900	362,000	378,500	402,100	443,200
59	222,300	274,800	322,100	362,700	379,100	402,400	443,500
60	223,200	275,900	323,300	363,400	379,800	402,700	443,800
61	223,900	277,100	324,000	363,800	380,200	403,000	444,100
62	224,900	278,100	324,900	364,400	380,900	403,300	
63	225,700	279,000	325,700	365,100	381,500	403,600	
64	226,600	280,000	326,500	365,800	382,100	403,900	
65	227,300	280,700	327,400	366,100	382,500	404,200	
66	228,100	281,600	327,800	366,800	383,100	404,500	
67	229,000	282,300	328,500	367,500	383,700	404,800	

68	230,100	283,200	329,300	368,200	384,300	405,100
69	230,800	284,200	330,100	368,500	384,700	405,300
70	231,500	285,000	330,800	369,100	385,200	405,600
71	232,100	285,800	331,500	369,800	385,700	405,900
72	232,900	286,600	332,200	370,400	386,300	406,200
73	233,700	287,400	332,700	370,700	386,600	406,400
74	234,400	287,900	333,300	371,300	387,000	406,700
75	235,100	288,300	333,800	372,000	387,400	407,000
76	235,700	288,800	334,400	372,600	387,800	407,200
77	236,400	288,900	334,700	373,000	388,100	407,400
78	237,200	289,300	335,200	373,500	388,400	407,700
79	238,000	289,500	335,600	374,100	388,700	408,000
80	238,700	289,900	336,100	374,600	389,000	408,200
81	239,400	290,100	336,500	375,100	389,200	408,400
82	240,100	290,300	337,000	375,700	389,500	408,700
83	240,800	290,700	337,500	376,200	389,800	409,000
84	241,500	291,000	338,000	376,500	390,000	409,200
85	242,100	291,300	338,300	376,900	390,200	409,400
86	242,800	291,600	338,700	377,400	390,500	
87	243,500	291,900	339,200	377,800	390,800	
88	244,200	292,300	339,600	378,200	391,000	

89	244,900	292,600	339,900	378,600	391,200		
90	245,400	293,000	340,300	379,100	391,500		
91	245,800	293,300	340,800	379,500	391,800		
92	246,300	293,700	341,200	379,900	392,000		
93	246,600	293,800	341,400	380,200	392,200		
94		294,000	341,800				
95		294,400	342,300				
96		294,800	342,700				
97		295,000	342,800				
98		295,300	343,300				
99		295,700	343,700				
100		296,100	344,000				
101		296,300	344,300				
102		296,600	344,700				
103		297,000	345,100				
104		297,300	345,500				
105		297,500	346,000				
106		297,800	346,400				
107		298,200	346,800				
108		298,500	347,200				

	109		298,700	347,700					
	110		299,100	348,100					
	111		299,500	348,400					
	112		299,800	348,700					
	113		299,900	349,200					
	114		300,200						
	115		300,500						
	116		300,900						
	117		301,100						
	118		301,300						
	119		301,600						
	120		301,900						
	121		302,300						
	122		302,500						
	123		302,800						
	124		303,100						
	125		303,400						
再 任 用 職 員		186,900	214,400	254,400	273,800	288,900	314,300	356,000	389,100

第2条 伊勢市職員給与条例の一部を次のように改正する。

第28条第2項第1号中「100分の90」を「100分の85」に、「100分の110」を「100分の105」に改め、同項第2号中「100分の42.5」を「100分の40」に、「100分の52.5」を「100分の50」に改める。

附則第16項中「100分の1.35」を「100分の1.275」に、「100分の1.65」を「100分の1.575」に、「100分の90」を「100分の85」に、「100分の110」を「100分の105」に改める。

(伊勢市議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部改正)

第3条 伊勢市議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例（平成17年伊勢市条例第35号）の一部を次のように改正する。

第6条第2項中「100分の165」を「100分の175」に改める。

第4条 伊勢市議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を次のように改正する。

第6条第2項中「100分の150」を「100分の155」に、「100分の175」を「100分の170」に改める。

(市長及び副市長の給与及び旅費に関する条例の一部改正)

第5条 市長及び副市長の給与及び旅費に関する条例（平成17年伊勢市条例第39号）の一部を次のように改正する。

第3条第2項第2号中「100分の217.5」を「100分の227.5」に改める。

第6条 市長及び副市長の給与及び旅費に関する条例の一部を次のように改正する。

第3条第2項第1号中「100分の202.5」を「100分の207.5」に改め、同項第2号中「100分の227.5」を「100分の222.5」に改める。

(伊勢市教育長の給与、勤務時間その他の勤務条件及び服務に関する条例の一部改正)

第7条 伊勢市教育長の給与、勤務時間その他の勤務条件及び服務に関する条例（平成17年伊勢市条例第41号）の一部を次のように改正する。

第3条第3項第2号中「100分の217.5」を「100分の227.5」に改める。

第8条 伊勢市教育長の給与、勤務時間その他の勤務条件及び服務に関する条例の一部を次のように改正する。

第3条第3項第1号中「100分の202.5」を「100分の207.5」に改め、同項第2号中「100分の227.5」を「100分の222.5」に改める。

（伊勢市病院事業管理者の給与等に関する条例の一部改正）

第9条 伊勢市病院事業管理者の給与等に関する条例（平成17年伊勢市条例第123号）の一部を次のように改正する。

第4条第5項第2号中「100分の217.5」を「100分の227.5」に改める。

第10条 伊勢市病院事業管理者の給与等に関する条例の一部を次のように改正する。

第4条第5項第1号中「100分の202.5」を「100分の207.5」に改め、同項第2号中「100分の227.5」を「100分の222.5」に改める。

附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、公布の日から施行する。ただし、第2条、第4条、第6条、第8条及び第10条の規定は、平成29年4月1日から施行する。

（適用）

- 2 第1条の規定による改正後の伊勢市職員給与条例（以下「改正後の給与条例」という。）別表第1の規定は、平成28年4月1日から適用する。
- 3 改正後の給与条例第28条第2項及び附則第16項の規定、第3条の規定による改正後の伊勢市議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例（以下「改正後の議員報酬条例」という。）第6条第2項の規定、第5条の規定による改正後の市長及び副市長の給与及び旅費に関する

条例（以下「改正後の市長等給与条例」という。）第3条第2項第2号の規定、第7条の規定による改正後の伊勢市教育長の給与、勤務時間その他の勤務条件及び服務に関する条例（以下「改正後の教育長給与条例」という。）第3条第3項第2号の規定並びに第9条の規定による改正後の伊勢市病院事業管理者の給与等に関する条例（以下「改正後の病院事業管理者給与条例」という。）第4条第5項第2号の規定は、平成28年12月1日から適用する。

（給与の内払）

- 4 改正後の給与条例、改正後の議員報酬条例、改正後の市長等給与条例、改正後の教育長給与条例又は改正後の病院事業管理者給与条例の規定を適用する場合においては、第1条の規定による改正前の伊勢市職員給与条例の規定に基づいて支給された給与（伊勢市職員給与条例の一部を改正する条例（平成27年伊勢市条例第2号。以下この項において「平成27年改正条例」という。）附則第3項から第5項までの規定に基づいて支給された給料を含む。）、第3条の規定による改正前の伊勢市議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の規定に基づいて支給された給与、第5条の規定による改正前の市長及び副市長の給与及び旅費に関する条例の規定に基づいて支給された給与、第7条の規定による改正前の伊勢市教育長の給与、勤務時間その他の勤務条件及び服務に関する条例の規定に基づいて支給された給与又は第9条の規定による改正前の伊勢市病院事業管理者の給与等に関する条例の規定に基づいて支給された給与は、それぞれ改正後の給与条例の規定による給与（平成27年改正条例附則第3項から第5項までの規定による給料を含む。）、改正後の議員報酬条例の規定による給与、改正後の市長等給与条例の規定による給与、改正後の教育長給与条例の規定による給与又は改正後の病院事業管理者給与条例の規定による給与の内払と

みなす。

(委任)

- 5 前項に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、市長が別に定める。

伊勢市職員退職手当支給条例等の一部を改正する条例をここに公布する。

平成 28 年 12 月 22 日

伊勢市長 鈴木 健 一

伊勢市条例第48号

伊勢市職員退職手当支給条例等の一部を改正する条例

(伊勢市職員退職手当支給条例の一部改正)

第1条 伊勢市職員退職手当支給条例（平成17年伊勢市条例第46号）の一部を次のように改正する。

第2条の3第2項中「という。）」の次に「並びに第8条の2の規定による退職手当」を加える。

第5条の2第2項中「第9条」を「第8条の2」に改める。

第8条の次に次の1条を加える。

(予告を受けない退職者の退職手当)

第8条の2 職員の退職が労働基準法（昭和22年法律第49号）第20条及び第21条又は船員法（昭和22年法律第100号）第46条の規定に該当する場合におけるこれらの規定による給与又はこれらに相当する給与は、一般の退職手当に含まれるものとする。ただし、一般の退職手当の額がこれらの規定による給与の額に満たないときは、一般の退職手当のほか、その差額に相当する金額を退職手当として支給する。

第9条第1項各号列記以外の部分及び同条第3項中「一般の退職手当」を「一般の退職手当等」に改め、同条第5項各号列記以外の部分中「、その者が退職の際勤務していた当該地方公共団体の事務を同法第5条第1項に規定する適用事業と」を削り、「高年齢継続被保険者」を「高年齢被保険者」に、「一般の退職手当」を「一般の退職手当等」に改め、同項第1号中「一般の退職手当」を「一般の退職手当等」に改め、同項第2号中「第37条の4第3項前段」を「第37条の4第3項」に改め、同条第6項中「、その者が退職の際勤務していた当該地方公共団体の事務を同法第5条第1項に規定する適用事業と」を削り、「高年齢継続被保険者」を「高年齢被保険者」に、「一般の退

職手当」を「一般の退職手当等」に改め、同条第7項及び第8項中「一般の退職手当」を「一般の退職手当等」に改め、同条第11項各号列記以外の部分中「広域求職活動費」を「求職活動支援費」に改め、同項第6号を次のように改める。

- (6) 求職活動に伴い雇用保険法第59条第1項各号のいずれかに該当する行為をする者 同条第2項に規定する求職活動支援費の額に相当する金額

第9条第15項中「規定は、」の次に「第5項又は第6項の規定による退職手当の支給を受けることができる者（第5項又は第6項の規定により退職手当の支給を受けた者であって、当該退職手当の支給に係る退職の日の翌日から起算して1年を経過していないものを含む。）及び」を加え、「これら」を「第7項又は第8項」に改める。

（伊勢市上下水道企業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部改正）

第2条 伊勢市上下水道企業職員の給与の種類及び基準に関する条例（平成17年伊勢市条例第169号）の一部を次のように改正する。

第16条第7項中「、その者が退職の際勤務していた当該地方公営企業の事業を同法第5条第1項に規定する適用事業と」を削り、「高年齢継続被保険者」を「高年齢被保険者」に改め、同条第9項中「広域求職活動費」を「求職活動支援費」に改める。

（伊勢市病院企業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部改正）

第3条 伊勢市病院企業職員の給与の種類及び基準に関する条例（平成17年伊勢市条例第124号）の一部を次のように改正する。

第18条第7項中「、その者が退職の際勤務していた当該地方公営企業の事業を同法第5条第1項に規定する適用事業と」を削り、「高年齢継続被保険者」を「高年齢被保険者」に改め、同条第9項中「広域求

職活動費」を「求職活動支援費」に改める。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、平成29年1月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 退職職員（退職した伊勢市職員退職手当支給条例第1条に規定する職員をいう。以下同じ。）であって、退職職員が退職の際勤務していた当該地方公共団体の事務を雇用保険法（昭和49年法律第116号）第5条第1項に規定する適用事業とみなしたならば雇用保険法等の一部を改正する法律（平成28年法律第17号）第2条の規定による改正前の雇用保険法第6条第1号に掲げる者に該当するものにつき、第1条の規定による改正後の伊勢市職員退職手当支給条例（以下「新退職手当条例」という。）第9条第5項又は第6項の勤続期間を計算する場合における伊勢市職員退職手当支給条例第7条の規定の適用については、同条第1項中「在職期間」とあるのは「在職期間（雇用保険法等の一部を改正する法律（平成28年法律第17号）の施行の日（以下この項及び次項において「雇用保険法改正法施行日」という。）前の在職期間を有する者にあつては、雇用保険法改正法施行日以後の職員としての引き続いた在職期間）」と、同条第2項中「月数」とあるのは「月数（雇用保険法改正法施行日前の在職期間を有する者にあつては、雇用保険法改正法施行日の属する月から退職した日の属する月までの月数（退職した日が雇用保険法改正法施行日前である場合にあつては、零））」とする。
- 3 新退職手当条例第9条第11項（第6号に係る部分に限り、同条第15項において準用する場合を含む。）の規定は、退職職員であつて求職活動に伴いこの条例の施行の日（以下「施行日」という。）以後に同号に規

定する行為（当該行為に関し、第1条の規定による改正前の伊勢市職員退職手当支給条例（以下この項及び第5項において「旧退職手当条例」という。）第9条第11項第6号に掲げる広域求職活動費に相当する退職手当が支給されている場合における当該行為を除く。）をしたもの（施行日前1年以内に旧退職手当条例第9条第5項又は第6項の規定による退職手当の支給を受けることができる者となった者であって施行日以後に新退職手当条例第9条第5項から第8項までの規定による退職手当の支給を受けることができる者となっていないものを除く。）について適用し、退職職員であって施行日前に公共職業安定所の紹介により広範囲の地域にわたる求職活動をしたものに対する広域求職活動費に相当する退職手当の支給については、なお従前の例による。

4 新退職手当条例第9条第15項において準用する同条第11項（第4号に係る部分に限る。）の規定は、退職職員であって施行日以後に職業に就いたものについて適用し、退職職員であって施行日前に職業に就いたものに対する伊勢市職員退職手当支給条例第9条第11項第4号に掲げる就業促進手当に相当する退職手当の支給については、なお従前の例による。

5 施行日前に旧退職手当条例第9条第5項又は第6項の規定による退職手当の支給を受けることができる者となった者（施行日以後に新退職手当条例第9条第5項から第8項までの規定による退職手当の支給を受けることができる者となった者を除く。）に対する伊勢市職員退職手当支給条例第9条第11項第5号に掲げる移転費に相当する退職手当の支給については、なお従前の例による。

伊勢市福祉健康センター条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成 28 年 12 月 22 日

伊勢市長 鈴木 健 一

伊勢市条例第49号

伊勢市福祉健康センター条例の一部を改正する条例

伊勢市福祉健康センター条例（平成17年伊勢市条例第84号）の一部を次のように改正する。

第4条各号列記以外の部分を次のように改める。

次の各号に掲げる施設においては、当該各号に定める事業を行う。

第4条第3号カ中「その他」を「アからオまでに掲げるもののほか、」に改め、同号に次のように加える。

キ 子どもの発達についての相談、指導及び啓発に関すること。

第8条第1項第3号中「市内に居住し、保健事業」を「市内に居住する第4条第3号に規定する事業」に改める。

別表第2中

集会室
(1)
〃
(2)

を

集会室
(1)
集会室
(2)

に、

趣味創作室	720
会議室(大)	1,020
〃(小)	720

1,230	1,440	3,390	300
1,540	1,640	4,210	410
1,020	1,330	3,080	300

を

会議室(1)	720	1,020	1,330
会議室(2)	720	1,020	1,330
会議室(3)	720	1,020	1,330

3,080	300
3,080	300
3,080	300

に改める。

」

附 則

この条例は、平成29年4月1日から施行する。

伊勢市立認定こども園条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成 28 年 12 月 22 日

伊勢市長 鈴木 健 一

伊勢市条例第 50 号

伊勢市立認定こども園条例の一部を改正する条例

伊勢市立認定こども園条例（平成 22 年伊勢市条例第 24 号）の一部を次のように改正する。

第 7 条の見出し中「制限」を「不承諾」に改め、同条中第 3 号を削り、第 4 号を第 3 号とする。

第 7 条の次に次の 1 条を加える。

（入園の保留）

第 7 条の 2 第 5 条の規定にかかわらず、認定こども園の定員に欠員がないときその他認定こども園に入園させる余力がないときは、市長は、入園の保留の決定をすることができる。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

伊勢市地域包括支援センターの包括的支援事業の実施に関する基準を定める条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成 28 年 12 月 22 日

伊勢市長 鈴木 健 一

伊勢市条例第51号

伊勢市地域包括支援センターの包括的支援事業の実施に関する基準を定める条例の一部を改正する条例

伊勢市地域包括支援センターの包括的支援事業の実施に関する基準を定める条例（平成27年伊勢市条例第15号）の一部を次のように改正する。

第4条第1項第3号中「第140条の68第1項に規定する主任介護支援専門員研修を修了した者」を「第140条の66第1号イ(3)（介護保険法施行規則の一部を改正する省令（平成27年厚生労働省令第19号）附則第3条の規定により読み替えて適用する場合を含む。）に規定する主任介護支援専門員」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

伊勢市廃棄物の減量及び適正処理に関する条例の一部を改正する条例を

ここに公布する。

平成 28 年 12 月 22 日

伊勢市長 鈴木 健 一

伊勢市条例第 52 号

伊勢市廃棄物の減量及び適正処理に関する条例の一部を改正する条例

伊勢市廃棄物の減量及び適正処理に関する条例（平成 17 年伊勢市条例第 129 号）の一部を次のように改正する。

第 18 条を次のように改める。

（一般廃棄物処理手数料）

第 18 条 第 11 条第 2 項の規定により市が粗大ごみ又は小動物の死体を収集し、運搬し、及び処分する場合で、当該粗大ごみ又は小動物の死体を排出する者から申出を受けて個別に行うときは、当該申出をした者から次の各号に定める手数料を徴収する。

(1) 基本手数料 収集及び運搬に要する車両 1 台につき 1,000 円

(2) 従量手数料 収集量 10 キログラムにつき 130 円

2 前項第 2 号の従量手数料を算定する場合において、収集量に 10 キログラム未満の端数があるときは、その端数を四捨五入して計算するものとする。

附 則

この条例は、平成 29 年 4 月 1 日から施行する。

伊勢市福祉医療費の助成に関する条例施行規則の一部を改正する規則を

ここに公布する。

平成 28 年 12 月 20 日

伊勢市長 鈴木 健 一

伊勢市規則第 62 号

伊勢市福祉医療費の助成に関する条例施行規則の一部を改正する規則

伊勢市福祉医療費の助成に関する条例施行規則（平成 17 年伊勢市規則第 58 号）の一部を次のように改正する。

様式第 1 号を次のように改める。

(種別)	
1 障害者(一般・65)	2 一人親家庭等
3 こども	4 寡婦

福祉医療費受給資格認定(更新)申請書

年 月 日

※ 種別が寡婦の場合、個人番号の記入は不要です。

(宛先)伊勢市長

申請者

(保護者等)住所

氏名

㊟

(電話番号

)

※本人の自署の場合は押印不要です。

助成対象者	フリガナ		続柄		生年月日	年 月 日	証番号
	氏名	(男・女)			個人番号		
	フリガナ		続柄		生年月日	年 月 日	証番号
	氏名	(男・女)			個人番号		
フリガナ		続柄		生年月日	年 月 日	証番号	
氏名	(男・女)			個人番号			
フリガナ		続柄		生年月日	年 月 日	証番号	
氏名	(男・女)			個人番号			
配偶者及び扶養義務者	氏名		関係	氏名		関係	
	個人番号			個人番号			
	㊟		<input type="checkbox"/> 配偶者 <input type="checkbox"/> 扶養義務者 ()	㊟		<input type="checkbox"/> 配偶者 <input type="checkbox"/> 扶養義務者 ()	
	㊟		<input type="checkbox"/> 配偶者 <input type="checkbox"/> 扶養義務者 ()	㊟		<input type="checkbox"/> 配偶者 <input type="checkbox"/> 扶養義務者 ()	
㊟		<input type="checkbox"/> 配偶者 <input type="checkbox"/> 扶養義務者 ()	㊟		<input type="checkbox"/> 配偶者 <input type="checkbox"/> 扶養義務者 ()		
振込先	銀行・信金 支店 農協・漁協 支所(出張所)			フリガナ			
	預金種別 口座番号	普通 ()	口座名義人				
医療保険	被保険者氏名			続柄	加入日	年 月 日	
	記号番号			保険者名称	()		
(申請理由)	1. 出生 2. 転入 3. 所得該当 4. 生保廃止 5. 父母の離婚・死別(/)・未婚 6. 手帳等取得(視・聴・言・肢・内・療・精) 級 7.その他() ○資格発生日 年 月 日 ○所得税課税状況(上位・課税・非課税)						
(その他特記事項)							

附 則

この規則は、平成 29 年 1 月 1 日から施行する。

伊勢市職員の職務の級、初任給、昇格、昇給等の基準規則及び伊勢市技能労務職員の給与、勤務時間その他の勤務条件に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成 28 年 12 月 22 日

伊勢市長 鈴木 健 一

伊勢市規則第 63 号

伊勢市職員の職務の級、初任給、昇格、昇給等の基準規則及び伊勢市技能労務職員の給与、勤務時間その他の勤務条件に関する規則の一部を改正する規則

(伊勢市職員の職務の級、初任給、昇格、昇給等の基準規則の一部改正)

第 1 条 伊勢市職員の職務の級、初任給、昇格、昇給等の基準規則（平成 18 年伊勢市規則第 27 号）の一部を次のように改正する。

別表第 5 中	「	36	を	36	に改める。
	36	36			
	37	37			
	38	37			
	39	38			
	40	38			
	41	39			
	41	39			
	42	40			
	42	40			
	43	41			
	43	41			
	44	42			
	44	42			
	45	43			
		」			

(伊勢市技能労務職員の給与、勤務時間その他の勤務条件に関する規則

の一部改正)

第2条 伊勢市技能労務職員の給与、勤務時間その他の勤務条件に関する規則（平成18年伊勢市規則第24号）の一部を次のように改正する。

別表第2を次のように改める。

別表第2（第4条関係）

技能労務職給料表

職 員 の 区 分	職務 の級	1級	2級	3級	4級	5級
	号給	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
再 任 用 職 員 以 外 の 職 員		円	円	円	円	円
	1	127,900	179,200	200,900	248,200	277,500
	2	128,800	180,700	202,300	249,400	279,400
	3	129,800	182,200	203,700	250,500	281,200
	4	130,700	183,700	205,000	251,700	283,000
	5	131,700	185,000	206,300	252,600	284,800
	6	132,700	186,500	207,700	253,900	286,600
	7	133,700	187,900	209,100	255,000	288,300
	8	134,700	189,300	210,500	256,200	290,100
	9	135,500	190,700	211,900	257,300	291,800
	10	136,500	191,900	213,500	258,400	293,600
11	137,500	193,200	215,100	259,600	295,300	

12	138,600	194,300	216,500	260,800	297,100
13	139,400	195,500	217,800	261,800	298,600
14	140,400	196,600	219,300	262,900	300,300
15	141,400	197,700	220,800	263,900	301,900
16	142,400	198,800	222,100	264,900	303,400
17	143,500	199,900	223,100	266,000	305,000
18	144,700	201,000	223,900	267,200	306,600
19	145,900	202,000	224,800	268,300	308,300
20	147,100	203,000	225,800	269,200	310,000
21	148,200	204,000	226,700	270,200	311,200
22	149,400	205,100	228,200	271,300	312,600
23	150,600	206,200	229,500	272,400	314,000
24	151,800	207,200	230,600	273,400	315,500
25	153,000	208,100	232,100	274,400	316,800
26	154,500	209,000	233,400	275,500	318,300
27	156,000	209,700	234,700	276,600	319,700
28	157,500	210,600	236,000	277,700	321,100
29	158,900	211,500	237,100	278,600	322,700
30	160,400	212,700	238,300	279,700	323,900
31	161,900	213,700	239,600	280,700	325,200
32	163,400	214,600	240,800	281,700	326,400

33	164,900	215,300	241,900	282,600	327,500
34	166,700	216,500	243,200	283,500	328,400
35	168,500	217,600	244,300	284,500	329,500
36	170,300	218,800	245,500	285,600	330,600
37	172,100	219,600	246,800	286,300	331,700
38	173,800	220,800	248,000	287,200	332,800
39	175,500	222,000	249,300	288,100	333,800
40	177,200	223,100	250,600	289,000	334,800
41	178,800	224,000	251,600	289,800	335,800
42	180,200	225,200	252,900	290,800	336,800
43	181,600	226,200	254,000	291,800	337,800
44	183,000	227,300	255,300	292,700	338,800
45	184,500	228,400	256,200	293,400	339,700
46	185,900	229,500	257,300	294,300	340,700
47	187,300	230,600	258,500	295,200	341,700
48	188,700	231,600	259,500	296,100	342,700
49	190,000	232,600	260,700	296,800	343,600
50	191,200	233,700	261,900	297,400	344,500
51	192,300	234,800	263,100	298,100	345,400
52	193,500	236,000	264,000	298,900	346,200

53	194,600	237,100	265,100	299,500	347,000
54	195,700	238,100	266,200	300,300	347,800
55	196,800	239,000	267,400	301,000	348,600
56	197,900	239,800	268,600	301,700	349,300
57	199,000	240,800	269,500	302,400	350,000
58	200,000	241,800	270,500	303,100	350,800
59	201,000	242,800	271,600	303,900	351,600
60	202,000	243,700	272,600	304,600	352,300
61	203,100	244,700	273,700	305,200	353,000
62	204,000	245,600	274,800	305,900	353,700
63	204,900	246,500	275,700	306,600	354,400
64	205,800	247,400	276,800	307,300	355,100
65	206,500	248,200	277,700	307,800	355,700
66	207,300	249,000	278,500	308,300	356,200
67	208,000	249,800	279,300	308,900	356,700
68	208,800	250,500	280,100	309,500	357,200
69	209,200	251,300	280,900	310,100	357,600
70	209,800	251,900	281,700	310,500	
71	210,100	252,400	282,500	311,000	
72	210,700	252,900	283,200	311,500	
73	211,000	253,100	284,000	311,800	

74	211,600	253,500	284,700	312,300
75	212,100	254,000	285,500	312,800
76	212,900	254,500	286,300	313,200
77	213,100	255,000	286,900	313,400
78	213,800	255,400	287,400	313,700
79	214,300	255,900	287,900	314,000
80	214,900	256,400	288,300	314,300
81	215,600	256,700	288,700	314,600
82	216,100	257,000	289,100	314,900
83	216,700	257,300	289,600	315,200
84	217,400	257,600	290,100	315,500
85	218,000	257,800	290,500	315,700
86	218,600	258,000	291,100	316,100
87	219,100	258,300	291,700	316,400
88	219,800	258,600	292,300	316,600
89	220,300	258,800	292,600	316,800
90	220,900	259,000	293,100	317,100
91	221,500	259,400	293,600	317,400
92	222,000	259,600	294,000	317,700
93	222,400	259,900	294,400	317,900
94	222,900	260,300	294,900	318,200

95	223,400	260,600	295,400	318,500
96	223,900	260,900	295,900	318,700
97	224,500	261,100	296,200	318,900
98	225,000	261,400	296,600	319,200
99	225,500	261,600	297,100	319,500
100	226,000	261,900	297,600	319,700
101	226,400	262,200	298,000	319,900
102	226,900	262,400	298,400	
103	227,500	262,700	298,700	
104	228,100	263,000	299,000	
105	228,500	263,200	299,300	
106	229,000	263,400	299,700	
107	229,500	263,700	300,100	
108	229,900	263,900	300,500	
109	230,100	264,200	300,800	
110	230,500	264,500	301,200	
111	231,000	264,800	301,600	
112	231,500	265,000	301,900	
113	231,800	265,200	302,100	
114	232,300	265,500	302,400	
115	232,800	265,700	302,700	

116	233,300	265,900	302,900
117	233,600	266,200	303,100
118	234,000	266,500	303,400
119	234,400	266,800	303,700
120	234,800	267,100	303,900
121	235,200	267,200	304,100
122		267,500	304,400
123		267,800	304,700
124		268,100	304,900
125		268,200	305,100
126		268,500	305,400
127		268,800	305,700
128		269,100	305,900
129		269,200	306,100
130		269,500	306,400
131		269,800	306,700
132		270,100	306,900
133		270,200	307,100
134		270,500	
135		270,800	
136		271,100	

	137		271,200			
再任用職員		192,800	203,900	222,400	243,200	273,900

備考

- この表において「再任用職員」とは、地方公務員法第 28 条の 4 第 1 項若しくは第 28 条の 5 第 1 項又は第 28 条の 6 第 1 項若しくは第 2 項の規定により採用された者をいう。
- この表において「再任用以外の職員」とは、技能労務職員のうち再任用職員以外の技能労務職員をいう。

別表第 5 中	「	30	を	「	29	に改める。
	31	30				
	32	30				
	33	31				
	33	31				
	34	32				
	34	32				
	35	33				
	35	34				
	36	35				
	」	」				

附 則

(施行期日等)

- 1 この規則は、公布の日から施行し、第1条の規定による改正後の伊勢市職員の職務の級、初任給、昇格、昇給等の基準規則（以下「改正後の基準規則」という。）の規定及び第2条の規定による改正後の伊勢市技能労務職員の給与、勤務時間その他の勤務条件に関する規則（以下「改正後の技能労務職員規則」という。）の規定は、平成28年4月1日から適用する。

(経過措置)

- 2 平成28年4月1日からこの規則の施行の日（以下「施行日」という。）の前日までの間において、新たに給料表の適用を受けることとなった職員及び昇給又は復職時等における号給の調整以外の事由によりその受ける号給に異動のあった職員のうち、改正後の基準規則の規定による号給が第1条の規定による改正前の伊勢市職員の職務の級、初任給、昇格、昇給等の基準規則（以下「改正前の基準規則」という。）の規定による号給に達しない職員及び改正後の技能労務職員規則の規定による号給が第2条の規定による改正前の伊勢市技能労務職員の給与、勤務時間その他の勤務条件に関する規則（以下「改正前の技能労務職員規則」という。）の規定による号給に達しない職員の、当該適用又は異動の日における号給については、改正後の基準規則又は改正後の技能労務職員規則の規定にかかわらず、それぞれ改正前の基準規則又は改正前の技能労務職員規則の規定による号給とするものとする。
- 3 施行日から平成29年3月31日までの間において、新たに給料表の適用を受けることとなった職員及び降格、昇給又は復職時等における号給の調整以外の事由によりその受ける号給に異動のあった職員（個別に市長の承認を得て号給を決定することとされている職員を除く。）のうち、前項の規定の適用を受ける職員との均衡上必要があると認められる

職員の、当該適用又は異動の日における号給については、なお従前の例によることができる。

(給与の内払)

- 4 改正後の技能労務職員規則の規定を適用する場合には、改正前の技能労務職員規則の規定に基づいて支給された給与は、改正後の技能労務職員規則の規定による給与（伊勢市技能労務職員の給与、勤務時間その他の勤務条件に関する規則の一部を改正する規則（平成 27 年伊勢市規則第 10 号）附則第 3 項から第 5 項までの規定による給料を含む。）の内払とみなす。

平成 28 年 12 月改正給与条例の施行に伴う給与の支給等に関する規則を

ここに公布する。

平成 28 年 12 月 22 日

伊勢市長 鈴木 健 一

伊勢市規則第 64 号

平成 28 年 12 月改正給与条例の施行に伴う給与の支給等の特例に関する規則

(趣旨)

第 1 条 この規則は、伊勢市職員給与条例等の一部を改正する条例（平成 28 年伊勢市条例第 47 号。以下「平成 28 年 12 月改正給与条例」という。）附則第 5 項の規定に基づき、平成 28 年 12 月改正給与条例の施行に伴う給与の支給等の特例に関し必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第 2 条 この規則において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 経過措置額支給特定職員 伊勢市職員給与条例の一部を改正する条例（平成 27 年伊勢市条例第 2 号。以下「平成 27 年改正給与条例」という。）附則第 3 項に規定する特定職員であり、かつ、平成 28 年 4 月 1 日前に 55 歳に達した者であって、同項から附則第 5 項までの規定による給料を支給されるものをいう。
- (2) 施行日 平成 28 年 12 月改正給与条例の施行の日をいう。
- (3) 改正後の給与条例 平成 28 年 12 月改正給与条例第 1 条の規定による改正後の伊勢市職員給与条例（平成 17 年伊勢市条例第 42 号。以下「給与条例」という。）をいう。
- (4) 改正前の給与条例 平成 28 年 12 月改正給与条例第 1 条の規定による改正前の給与条例をいう。

(経過措置額支給特定職員に対する給与の支給の特例)

第 3 条 経過措置額支給特定職員に対する平成 28 年 4 月 1 日から施行日の前日の属する月の末日までの間に係る次の各号に掲げる給与の支給に当たっては、この規則の規定（第 5 条の規定を除く。）の適用がない

ものとした場合に改正後の給与条例の規定（平成 27 年改正給与条例附則第 3 項から第 5 項までの規定を含む。次条において同じ。）により支給されるべき額が、改正前の給与条例の規定（平成 27 年改正給与条例附則第 3 項から第 5 項までの規定を含む。以下この条及び次条において同じ。）により支給されるべき額に達しない場合は、改正前の給与条例の規定により支給されるべき額に相当する額をもってそれぞれ次の各号に掲げる給与の額とする。

- (1) 給料（市長の定める場合におけるものに限る。）
- (2) 期末手当
- (3) 勤勉手当

第 4 条 経過措置額支給特定職員に対する平成 28 年 4 月 1 日から施行日の前日の属する月の末日までの間に係る給与条例第 31 条その他の条例の規定による給与の減額（市長の定めるものに限る。第 6 条第 2 項において「第 31 条等減額」という。）に当たっては、この規則の規定（次条の規定を除く。）の適用がないものとした場合に改正後の給与条例の規定による給与に係る減額されるべき額が、改正前の給与条例の規定による給与に係る減額されるべき額を超える場合は、改正前の給与条例の規定による給与に係る減額されるべき額に相当する額をもって減額する額とする。

（平成 27 年改正給与条例附則第 3 項から第 5 項までの規定による給料の特例）

第 5 条 平成 28 年 4 月 1 日から施行日の前日までの間において、平成 27 年改正給与条例附則第 3 項から第 5 項までの規定による給料に関する規則（平成 27 年伊勢市規則第 11 号。以下「平成 27 年経過措置規則」という。）第 3 条第 1 項第 2 号に掲げる場合に該当した職員に対する平成 27 年改正給与条例附則第 4 項又は第 5 項の規定による給料について

は、平成 27 年経過措置規則第 3 条又は第 4 条の規定にかかわらず、市長の定めるところによる。

第 6 条 平成 28 年 4 月 1 日から施行日の前日までの間において、経過措置額支給特定職員について、改正後の給与条例の規定による給料月額から給与条例附則第 13 項第 1 号に定める額に相当する額を減じた額と平成 27 年改正給与条例附則第 3 項から第 5 項までの規定による給料の額との合計額が、改正前の給与条例の規定による給料月額から給与条例附則第 13 項第 1 号に定める額に相当する額を減じた額と平成 27 年改正給与条例附則第 3 項から第 5 項までの規定による給料の額との合計額に達しないときにおける平成 27 年経過措置規則第 5 条の規定の適用については、同条中「切り捨てた」とあるのは、「切り上げた」とする。

2 前項の規定は、経過措置額支給特定職員に対して支給される第 3 条各号に掲げる給与の額及び経過措置額支給特定職員に対する第 31 条等減額の額の算定の基礎となる場合における平成 27 年改正給与条例附則第 3 項から第 5 項までの規定による給料については、適用しない。

(雑則)

第 7 条 この規則に定めるもののほか、平成 28 年 12 月改正給与条例の施行に伴う給与の支給等の特例に関し必要な事項は、市長が定める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

伊勢市保育所の利用に関する規則及び伊勢市立認定こども園条例施行規

則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成 28 年 12 月 22 日

伊勢市長 鈴木 健 一

伊勢市規則第 65 号

伊勢市保育所の利用に関する規則及び伊勢市立認定こども園条例施行規則の一部を改正する規則

(伊勢市保育所の利用に関する規則の一部改正)

第 1 条 伊勢市保育所の利用に関する規則(平成 27 年伊勢市規則第 16 号)の一部を次のように改正する。

第 3 条第 1 項中「当該保護者」を「その保護者」に改め、同条第 2 項第 1 号を削り、同項第 2 号を同項第 1 号とし、同項第 3 号中「前 2 号」を「前号」に改め、同号を同項第 2 号とし、同条第 3 項中「前項」を「第 2 項」に、「、当該保護者に対し、理由を付して、入所不承諾通知書(様式第 3 号)により」を「入所不承諾通知書(様式第 3 号)により、前項の規定により入所の保留の決定をしたときは入所保留通知書(様式第 3 号の 2)により、その保護者に対し、理由を付して、」に改め、同項を同条第 4 項とし、同条第 2 項の次に次の 1 項を加える。

3 市長は、保育所の定員に欠員がないときその他保育所に入所させる余力がないときは、入所の保留の決定をすることができる。

様式第 3 号の次に次の 1 様式を加える。

様式第3号の2（第3条関係）

入所保留通知書	
様	第 年 月 日 号 年 月 日
伊勢市長 印	
申込みのありました施設への入所については、次の理由により保留となりましたので通知します。	
児 童 の 氏 名 及 び 生 年 月 日	年 月 日 生
保留となった理由	
保留の有効期限	年 月 日
備 考	
<p>※ 保留の有効期限までに、申込みのありました施設に欠員が生じる等当該施設に入所可能となった場合には、その旨を御連絡します。</p> <p>(教示)</p> <p>1 この処分について不服がある場合は、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3月以内に、伊勢市長に対して審査請求をすることができます。</p> <p>2 この処分については、上記の審査請求のほか、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6月以内に、伊勢市を被告として（訴訟において伊勢市を代表する者は伊勢市長となります。）、処分の取消しの訴えを提起することができます。なお、上記の審査請求をした場合には、処分の取消しの訴えは、その審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6月以内に提起することができます。</p> <p>3 ただし、上記の期間が経過する前に、この処分（審査請求をした場合には、その審査請求に対する裁決）があった日の翌日から起算して1年を経過した場合は、審査請求をすることや処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。なお、正当な理由があるときは、上記の期間やこの処分（審査請求をした場合には、その審査請求に対する裁決）があった日の翌日から起算して1年を経過した後であっても審査請求をすることや処分の取消しの訴えを提起することが認められる場合があります。</p>	

(伊勢市立認定こども園条例施行規則の一部改正)

第2条 伊勢市立認定こども園条例施行規則（平成22年伊勢市規則第32号）の一部を次のように改正する。

第7条の見出し中「承諾又は不承諾」を「承諾等」に改め、同条第1項中「入園の可否を決定しなければならない」を「入園を承諾することを決定をしたときは、その保護者に対し、1号認定子どもにあつては様式第2号による通知書により、2号又は3号認定子どもにあつては様式第3号による通知書により通知するものとする」に改め、同条第2項及び第3項を次のように改める。

2 市長は、条例第7条の規定により、入園の不承諾の決定をしたときは、その保護者に対し、理由を付して、様式第4号による通知書により通知するものとする。

3 市長は、条例第7条の2の規定により、入園の保留の決定をしたときは、その保護者に対し、理由を付して、様式第4号の2による通知書により通知するものとする。

様式第4号の次に次の1様式を加える。

様式第4号の2（第7条関係）

入所保留通知書	
第 年 月 日 号	
様	
伊勢市長 印	
申込みのありました施設への入所については、次の理由により保留となりましたので通知します。	
児 童 の 氏 名 及 び 生 年 月 日	年 月 日 生
保 留 と な っ た 理 由	
保 留 の 有 効 期 限	年 月 日
備 考	
<p>※ 保留の有効期限までに、申込みのありました施設に欠員が生じる等当該施設に入所可能となった場合には、その旨を御連絡します。</p> <p>（教示）</p> <p>1 この処分について不服がある場合は、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3月以内に、伊勢市長に対して審査請求をすることができます。</p> <p>2 この処分については、上記の審査請求のほか、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6月以内に、伊勢市を被告として（訴訟において伊勢市を代表する者は伊勢市長となります。）、処分の取消しの訴えを提起することができます。なお、上記の審査請求をした場合には、処分の取消しの訴えは、その審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6月以内に提起することができます。</p> <p>3 ただし、上記の期間が経過する前に、この処分（審査請求をした場合には、その審査請求に対する裁決）があった日の翌日から起算して1年を経過した場合は、審査請求をすることや処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。なお、正当な理由があるときは、上記の期間やこの処分（審査請求をした場合には、その審査請求に対する裁決）があった日の翌日から起算して1年を経過した後であっても審査請求をすることや処分の取消しの訴えを提起することが認められる場合があります。</p>	

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

伊勢市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成 28 年 12 月 28 日

伊勢市長 鈴木 健 一

伊勢市規則第66号

伊勢市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例施行規則の一部を改正する規則

伊勢市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例施行規則（平成27年伊勢市規則第38号）の一部を次のように改正する。

第2条各号列記以外の部分中「別表第1」を「別表第1の1の項」に改める。

第8条を第15条とし、第7条を第14条とする。

第6条中「第4条各号」を「第8条各号」に改め、同条を第13条とする。

第5条を第12条とする。

第4条各号列記以外の部分中「別表第2の2の項」を「別表第2の3の項」に改め、同条第1号ア中「第6条」を「第13条」に改め、同号サ中「(平成17年法律第123号)」を削り、同号シ中「情報」の次に「(以下「中国残留邦人等支援給付実施関係情報」という。)」を加え、同条を第8条とし、同条の次に次の3条を加える。

第9条 条例別表第2の4の項の規則で定める事務は、次の各号に掲げる事務とし、同項の規則で定める情報は、当該各号に掲げる事務の区分に応じ当該各号に定める情報とする。

(1) 第3条第1号に掲げる事務 次に掲げる情報

ア 当該申請に係る障害者又は当該障害者の配偶者若しくは扶養親族に係る市町村民税に関する情報

イ 当該申請に係る障害者に係る医療保険被保険者等資格に関する情報

ウ 当該申請に係る障害者に係る生活保護法第19条第1項の保護の実施、同法第24条第1項の保護の開始若しくは同条第9項の保護の変更、同法第25条第1項の職権による保護の開始若しくは同条第2項の職権による保護の変更又は同法第26条の保護の停止若しくは廃止に関する情報（以下「生活保護実施関係情報」という。）

エ 当該申請に係る障害者に係る中国残留邦人等支援給付実施関係情報

オ 当該申請に係る障害者に係る通知に基づく生活保護実施関係情報

(2) 第3条第2号に掲げる事務 前号に掲げる情報

(3) 第3条第3号に掲げる事務 第1号ア及びイに掲げる情報

(4) 第3条第4号に掲げる事務 当該申請に係る障害者に係る国民健康保険法又は高齢者の医療の確保に関する法律による保険給付の支給に関する情報

第10条 条例別表第2の5の項の規則で定める事務は、次の各号に掲げる事務とし、同項の規則で定める情報は、当該各号に掲げる事務の区分に応じ当該各号に定める情報とする。

(1) 第4条第1号に掲げる事務 次に掲げる情報

ア 当該申請に係る一人親家庭等の母等又はその配偶者に係る市町村民税に関する情報

イ 当該申請を行う一人親家庭等の母等に係る医療保険被保険者等資格に関する情報

ウ 当該申請に係る一人親家庭等の母等に係る生活保護実施関係情報

エ 当該申請に係る一人親家庭等の母等に係る中国残留邦人等支援給付実施関係情報

オ 当該申請に係る一人親家庭等の母等に係る通知に基づく生活保護実施関係情報

カ 当該申請に係る一人親家庭等の母等に係る児童扶養手当法（昭和36年法律第238号）第4条第1項の児童扶養手当の支給に関する情報

- (2) 第4条第2号に掲げる事務 前号に掲げる情報
- (3) 第4条第3号に掲げる事務 第1号ア、イ及びカに掲げる情報
- (4) 第4条第4号に掲げる事務 当該申請に係る一人親家庭等の母等に係る国民健康保険法又は高齢者の医療の確保に関する法律による保険給付の支給に関する情報

第11条 条例別表第2の6の項の規則で定める事務は、次の各号に掲げる事務とし、同項の規則で定める情報は、当該各号に掲げる事務の区分に応じ当該各号に定める情報とする。

- (1) 第5条第1号に掲げる事務 次に掲げる情報
 - ア 当該申請に係るこどもの保護者に係る市町村民税に関する情報
 - イ 当該申請に係るこどもに係る国民健康保険法による被保険者の資格に関する情報
 - ウ 当該申請に係るこどもに係る生活保護実施関係情報
 - エ 当該申請に係るこどもに係る中国残留邦人等支援給付実施関係情報
 - オ 当該申請に係るこどもに係る通知に基づく生活保護実施関係情報
- (2) 第5条第2号に掲げる事務 前号に掲げる情報
- (3) 第5条第3号に掲げる事務 第1号ア及びイに掲げる情報
- (4) 第5条第4号に掲げる事務 当該申請に係るこどもの保護者に係る国民健康保険法又は高齢者の医療の確保に関する法律による保険給付の支給に関する情報

第3条中「資格」の次に「(以下「医療保険被保険者等資格」という。)」を加え、同条を第6条とし、同条の次に次の1条を加える。

第7条 条例別表第2の2の項の規則で定める事務は、次の各号に掲げる事務とし、同項の規則で定める情報は、当該各号に掲げる事務の区分に応じ当該各号に定める情報とする。

- (1) 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第53条第1項の支給認定の申請に係る事実についての審査に関する事務 当該申請を行う障害者又は当該申請に係る障害児の保護者若しくは支給認定基準世帯員（障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行令（平成18年政令第10号）第29条第1項の支給認定基準世帯員をいう。以下この条において同じ。）に係る医療保険被保険者等資格に関する情報
- (2) 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第56条第2項の支給認定の変更に関する事務 当該変更に係る障害者、障害児の保護者又は支給認定基準世帯員に係る医療保険被保険者等資格に関する情報
- (3) 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第77条の地域生活支援事業の実施に関する事務 次に掲げる情報
 - ア 当該地域生活支援事業の実施に関する事務に係る障害者若しくは当該障害者の配偶者又は当該申請に係る障害児の保護者若しくは当該保護者と同一の世帯に属する者に係る市町村民税に関する情報
 - イ 当該地域生活支援事業の実施に関する事務に係る障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第6条の自立支援給付に関する情報

第2条の次に次の3条を加える。

第3条 条例別表第1の2の項の規則で定める事務は、次のとおりとする。

- (1) 伊勢市福祉医療費の助成に関する条例（平成17年伊勢市条例第87号）第4条第1項の障害者（同条例第2条第1項に規定する障害者をいう）

以下この条及び第9条において同じ。)に係る福祉医療費の受給資格の認定の申請の受理、その申請に係る事実についての審査又はその申請に対する応答に関する事務

- (2) 伊勢市福祉医療費の助成に関する条例第4条第2項の障害者に係る福祉医療費の受給資格の更新の申請の受理、その申請に係る事実についての審査又はその申請に対する応答に関する事務
- (3) 伊勢市福祉医療費の助成に関する条例第11条の障害者に係る福祉医療費の受給資格の変更の届出に係る事実についての審査に関する事務
- (4) 伊勢市福祉医療費の助成に関する条例第10条の障害者に係る福祉医療費の助成額の決定に関する事務

第4条 条例別表第1の3の項の規則で定める事務は、次のとおりとする。

- (1) 伊勢市福祉医療費の助成に関する条例第4条第1項の一人親家庭等の母等（同条例第2条第2項に規定する一人親家庭等の母、同条第3項に規定する一人親家庭等の父又は同条第4項に規定する一人親家庭等の児童をいう。以下この条及び第10条において同じ。）に係る福祉医療費の受給資格の認定の申請の受理、その申請に係る事実についての審査又はその申請に対する応答に関する事務
- (2) 伊勢市福祉医療費の助成に関する条例第4条第2項の一人親家庭等の母等に係る福祉医療費の受給資格の更新の申請の受理、その申請に係る事実についての審査又はその申請に対する応答に関する事務
- (3) 伊勢市福祉医療費の助成に関する条例第11条の一人親家庭等の母等に係る福祉医療費の受給資格の変更の届出に係る事実についての審査に関する事務
- (4) 伊勢市福祉医療費の助成に関する条例第10条の一人親家庭等の母等に係る福祉医療費の助成額の決定に関する事務

第5条 条例別表第1の4の項の規則で定める事務は、次のとおりとする。

- (1) 伊勢市福祉医療費の助成に関する条例第4条第1項のこども（同条例第2条第5項に規定するこどもをいう。以下この条及び第11条において同じ。）に係る福祉医療費の受給資格の認定の申請の受理、その申請に係る事実についての審査又はその申請に対する応答に関する事務
- (2) 伊勢市福祉医療費の助成に関する条例第4条第2項のこどもに係る福祉医療費の受給資格の更新の申請の受理、その申請に係る事実についての審査又はその申請に対する応答に関する事務
- (3) 伊勢市福祉医療費の助成に関する条例第11条のこどもに係る福祉医療費の受給資格の変更の届出に係る事実についての審査に関する事務
- (4) 伊勢市福祉医療費の助成に関する条例第10条のこどもに係る福祉医療費の助成額の決定に関する事務

附 則

この規則は、平成29年1月1日から施行する。

伊勢市職員の勤務時間、休日及び休暇に関する規則等の一部を改正する

規則をここに公布する。

平成 28 年 12 月 28 日

伊勢市長 鈴木 健 一

伊勢市規則第67号

伊勢市職員の勤務時間、休日及び休暇に関する規則等の一部を改正する規則

(伊勢市職員の勤務時間、休日及び休暇に関する規則の一部改正)

第1条 伊勢市職員の勤務時間、休日及び休暇に関する規則（平成17年伊勢市規則第20号）の一部を次のように改正する。

第11条の2中「条例第8条の3第1項の」の次に「深夜（条例第8条の3第1項に規定する深夜をいう。以下同じ。）において常態として子（条例第8条の3第1項において子に含まれるものとされる者（以下「特別養子縁組の成立前の監護対象者等」という。）を含む。以下同じ。）を養育することができる者として」を加え、同条第1号中「（条例第8条の3第1項に規定する深夜をいう。以下同じ。）」を削り、同条を同条第2項とし、同条に第1項として次の1項を加える。

条例第8条の3第1項のその他これらに準ずる者として規則で定める者は、児童福祉法（昭和22年法律第164号）第6条の4第2項に規定する養育里親である職員（児童の親その他の同法第27条第4項に規定する者の意に反するため、同項の規定により、同法第6条の4第1項に規定する里親であって養子縁組によって養親となることを希望している者として当該児童を委託することができない職員に限る。）に同法第27条第1項第3号の規定により委託されている当該児童とする。

第11条の4第1項第4号中「第11条の2」を「第11条の2第2項」に改め、同号を同項第5号とし、同項第3号の次に次の1号を加える。

(4) 当該請求に係る特別養子縁組の成立前の監護対象者等が民法（明治29年法律第89号）第817条の2第1項の規定による請求に係る家事審判事件が終了したこと（特別養子縁組の成立の審判が確定した場合を除く。）又は養子縁組が成立しないまま児童福祉法第27条第

1 項第 3 号の規定による措置が解除されたことにより当該特別養子縁組の成立前の監護対象者等でなくなった場合

第11条の 5 中「及び第 4 号」を「から第 5 号まで」に、「第 8 条の 3 第 4 項」を「第15条第 1 項」に改める。

第11条の 7 第 1 項に次の 1 号を加える。

(4) 第11条の 4 第 1 項第 4 号に掲げる場合

第11条の 8 中「前条第 1 項第 3 号」の次に「及び第 4 号」を加え、「第11条の 6 第 1 項中「条例第 8 条の 3 第 2 項又は第 3 項の」とあるのは「条例第 8 条の 3 第 3 項の」と、「行うものとする。この場合において、条例第 8 条の 3 第 2 項の規定による請求に係る期間と同条第 3 項の規定による請求に係る期間とが重複してはならない」とあるのは「行うものとする」と、同条第 2 項及び第 3 項中「条例第 8 条の 3 第 2 項又は第 3 項の」とあるのは「条例第 8 条の 3 第 3 項の」と、「条例第 8 条の 3 第 2 項又は第 3 項に」とあるのは「同項に」と、同条第 5 項中「条例第 8 条の 3 第 2 項又は第 3 項の」とあるのは「条例第 8 条の 3 第 3 項の」と、前条第 1 項各号列記以外の部分中「条例第 8 条の 3 第 2 項又は第 3 項の」とあるのは「条例第 8 条の 3 第 3 項の」と、同項第 1 号中「子」とあるのは「要介護者」と、同項第 2 号中「子が離縁又は養子縁組の取消しにより当該請求をした職員の子でなくなった」とあるのは「要介護者と当該請求をした職員との親族関係が消滅した」と、同条第 2 項中「条例第 8 条の 3 第 2 項又は第 3 項の」とあるのは「条例第 8 条の 3 第 3 項の」と、「次の各号」とあるのは「前項第 1 号又は第 2 号」と、「これら」とあるのは「同項」を「第11条の 6 第 2 項中「条例第 8 条の 3 第 2 項又は第 3 項に」とあるのは「それぞれ条例第 8 条の 3 第 2 項に規定する支障の有無又は条例第 8 条の 3 第 3 項に」と、同条第 3 項中「条例第 8 条の 3 第 2 項又

は第3項の」とあるのは「条例第8条の3第3項の」と、「条例第8条の3第2項又は第3項に」とあるのは「同項に」と、前条第1項中「子」とあるのは「要介護者」と、同項第2号中「子が離縁又は養子縁組の取消しにより当該請求をした職員の子でなくなった」とあるのは「要介護者と当該請求をした職員との親族関係が消滅した」と、同条第2項中「次の各号」とあるのは「前項第1号又は第2号」に改める。

第11条の10第1項中「給与条例」を「伊勢市職員給与条例（平成17年伊勢市条例第42号。以下「給与条例」という。）」に改める。

第17条第1項第9号中「親」の次に「（当該子について民法第817条の2第1項の規定により特別養子縁組の成立について家庭裁判所に請求した者（当該請求に係る家事審判事件が裁判所に係属している場合に限る。）であって当該子を現に監護するもの又は児童福祉法第27条第1項第3号の規定により当該子を委託されている同法第6条の4第1項に規定する里親であって、養子縁組によって養親となることを希望している者若しくは同条第2項に規定する養育里親である者（同法第27条第4項に規定する者の意に反するため、同項の規定により、養子縁組によって養親となることを希望している者として委託することができない者に限る。）を含む。）」を加える。

第18条第1項中「次に掲げる者であって職員と同居しているもの」を「次に掲げる者（第2号に掲げる者にあつては、職員と同居しているものに限る。）」に改め、同条第3項及び第4項を次のように改める。

3 条例第15条第1項に規定する職員の申出は、同項に規定する指定期間（以下「指定期間」という。）の指定を希望する期間の初日及び末日を休暇簿に記入して、任命権者に対し行わなければならない。

4 任命権者は、前項の規定による指定期間の指定の申出があった場合

には、当該申出による期間の初日から末日までの期間（第7項において「申出の期間」という。）の指定期間を指定するものとする。

第18条に次の4項を加える。

- 5 職員は、第3項の申出に基づき前項若しくは第7項の規定により指定された指定期間を延長して指定すること又は当該指定期間若しくはこの項の申出（短縮の指定の申出に限る。）に基づき次項若しくは第7項の規定により指定された指定期間を短縮して指定することを申し出ることができる。この場合においては、改めて指定期間として指定することを希望する期間の末日を休暇簿に記入して、任命権者に対し申し出なければならない。
- 6 任命権者は、職員から前項の規定による指定期間の延長又は短縮の指定の申出があった場合には、第4項、この項又は次項の規定により指定された指定期間の初日から当該申出に係る末日までの期間の指定期間を指定するものとする。
- 7 第4項又は前項の規定にかかわらず、任命権者は、それぞれ、申出の期間又は第3項の申出に基づき第4項若しくはこの項の規定により指定された指定期間の末日の翌日から第5項の規定による指定期間の延長の指定の申出があった場合の当該申出に係る末日までの期間（以下この項において「延長申出の期間」という。）の全期間にわたり第21条ただし書の規定により介護休暇を承認できないことが明らかである場合は、当該期間を指定期間として指定しないものとし、申出の期間又は延長申出の期間中の一部の日が同条ただし書の規定により介護休暇を承認できないことが明らかである場合は、これらの期間から当該日を除いた期間について指定期間を指定するものとする。
- 8 指定期間の通算は、暦に従って計算し、1月に満たない期間は、30日をもって1月とする。

第18条の次に次の2条を加える。

第18条の2 介護休暇の単位は、1日又は1時間とする。

2 1時間を単位とする介護休暇は、1日を通じ、始業の時刻から連続し、又は終業の時刻まで連続した4時間（当該介護休暇と要介護者を異にする介護時間の承認を受けて勤務しない時間がある日については、当該4時間から当該介護時間の承認を受けて勤務しない時間を減じた時間）を超えない範囲内の時間とする。

（介護時間）

第18条の3 介護時間の単位は、30分とする。

2 介護時間は、1日を通じ、始業の時刻から連続し、又は終業の時刻まで連続した2時間（育児休業法第19条第1項の規定による部分休業の承認を受けて勤務しない時間がある日については、当該2時間から当該部分休業の承認を受けて勤務しない時間を減じた時間）を超えない範囲内の時間とする。

第21条の見出し中「介護休暇」の次に「及び介護時間」を加え、同条中「介護休暇」の次に「又は介護時間」を、「第15条第1項」の次に「又は第15条の2第1項」を加える。

第23条の見出し中「介護休暇」の次に「及び介護時間」を加え、同条第1項中「介護休暇」の次に「又は介護時間」を加え、「あらかじめ」を「当該休暇の承認を受けようとする期間の始まる日の前日から起算して1週間前の日までに」に改め、同条第2項中「前項の」の次に「介護休暇の承認を受けようとする」を加え、「条例第15条第2項に規定する介護を必要とする一の継続する状態」を「1回の指定期間」に改め、「2週間以上の期間」の次に「（当該指定期間が2週間未満である場合その他の市長が定める場合には、市長が定める期間）」を加える。

第24条第1項ただし書中「同項の」の次に「規定により介護休暇の」を加え、同条第2項中「又は介護休暇」を「、介護休暇又は介護時間」に改める。

第2条 伊勢市職員の勤務時間、休日及び休暇に関する規則の一部を次のように改正する。

第11条の2第1項中「第6条の4第2項」を「第6条の4第1号」に、「第6条の4第1項」を「第6条の4第2号」に、「里親であって養子縁組によって養親となることを希望している者」を「養子縁組里親」に改める。

第17条第1項第9号中「第6条の4第1項」を「第6条の4第2号」に、「里親であって、養子縁組によって養親となることを希望している者」を「養子縁組里親」に、「同条第2項」を「同条第1号」に改める。

(議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例施行規則の一部改正)

第3条 議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例施行規則(平成17年伊勢市規則第25号)の一部を次のように改正する。

第2条の5第5号中「職員と同居している」を削り、「次に掲げる者」の次に「(イに掲げる者にあつては、職員と同居しているものに限る。)」を加える。

(伊勢市職員の職務の級、初任給、昇格、昇給等の基準規則の一部改正)

第4条 伊勢市職員の職務の級、初任給、昇格、昇給等の基準規則(平成18年伊勢市規則第27号)の一部を次のように改正する。

別表第6伊勢市職員の勤務時間、休暇等に関する条例(平成17年伊勢市条例第28号)第15条に規定する介護休暇の項中「2分の1」を「3

分の3」に改める。

(伊勢市職員の期末手当及び勤勉手当の支給に関する規則の一部改正)

第5条 伊勢市職員の期末手当及び勤勉手当の支給に関する規則(平成17年伊勢市規則第37号)の一部を次のように改正する。

第17条第2項第9号を同項第10号とし、同項第8号中「1日の勤務時間の一部について」を削り、「日が90日」を「期間が30日」に、「その勤務しなかった期間」を「その勤務しなかった全期間」に改め、同号を同項第9号とし、同項第7号の次に次の1号を加える。

(8) 勤務時間条例第16条の規定による介護時間の承認を受けて勤務しなかった期間が30日を超える場合には、その勤務しなかった全期間

附 則

(施行期日)

- 1 この規則は、平成29年1月1日から施行する。ただし、第2条の規定は平成29年4月1日から、附則第7項の規定は公布の日から施行する。
(平成28年改正条例附則第2項の規定による指定期間の指定)
- 2 伊勢市職員の勤務時間、休暇等に関する条例等の一部を改正する条例(平成28年伊勢市条例第46号。以下「平成28年改正条例」という。)附則第2項に規定する職員の申出は、平成28年改正条例第1条の規定による改正後の伊勢市職員の勤務時間、休暇等に関する条例(以下「新条例」という。)第15条第1項に規定する指定期間(以下「指定期間」という。)の末日とすることを希望する日を休暇簿に記入して、任命権者に対し行わなければならない。
- 3 任命権者は、前項の規定による指定期間の指定の申出があった場合には、平成28年改正条例附則第2項に規定する初日(以下「初日」という。)から当該申出による期間の末日までの期間の指定期間を指定す

るものとする。

- 4 平成28年改正条例附則第2項に規定する職員（以下「職員」という。）は、第2項の申出に基づき前項若しくは第6項の規定により指定された指定期間を延長して指定すること又は当該指定期間若しくはこの項の申出（短縮の指定の申出に限る。）に基づき次項若しくは第6項の規定により指定された指定期間を短縮して指定することを申し出ることができる。この場合においては、改めて指定期間として指定することを希望する期間の末日を休暇簿に記入して、任命権者に申し出なければならない。
- 5 任命権者は、職員から前項の規定による指定期間の延長又は短縮の指定の申出があった場合には、初日から当該申出に係る末日までの期間の指定期間を指定するものとする。
- 6 第3項又は前項の規定にかかわらず、任命権者は、それぞれ、平成29年1月1日から第2項の規定により申し出た指定期間の末日とすることを希望する日までの期間（以下「施行日以後の申出の期間」という。）又は第2項の申出に基づき第3項若しくはこの項の規定により指定された指定期間の末日の翌日から第4項の規定による指定期間の延長の指定の申出があった場合の当該申出に係る末日までの期間（以下「延長申出の期間」という。）の全期間にわたり伊勢市職員の勤務時間、休日及び休暇に関する規則第21条ただし書の規定により介護休暇を承認できないことが明らかである場合は、当該期間を指定期間として指定しないものとし、施行日以後の申出の期間又は延長申出の期間中の一部の日が同条ただし書の規定により介護休暇を承認できないことが明らかな日である場合は、これらの期間から当該日を除いた期間について指定期間を指定するものとする。

（準備行為）

7 第2項の指定期間の指定の申出は、この規則の施行の日前においても行うことができる。

(伊勢市職員給与条例附則第13項の規定により給与が減ぜられて支給される職員に関する新条例の読替え)

8 伊勢市職員給与条例(平成17年伊勢市条例第42号)附則第13項の規定により給与が減ぜられて支給される職員に対する新条例第15条の2第3項の規定の適用については、同項中「第35条」とあるのは、「附則第15項」とする。

(伊勢市職員の職務の級、初任給、昇格、昇給等の基準規則の一部改正に伴う経過措置)

9 第4条の規定による改正後の伊勢市職員の職務の級、初任給、昇格、昇給等の基準規則別表第6の規定は、平成29年1月1日以後の介護休暇の期間について適用し、同日前の介護休暇の期間については、なお従前の例による。

伊勢市救急業務実施規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成 28 年 12 月 28 日

伊勢市長 鈴木 健 一

伊勢市規則第 68 号

伊勢市救急業務実施規則の一部を改正する規則

伊勢市救急業務実施規則（平成 17 年伊勢市規則第 164 号）の一部を次のように改正する。

第 5 条第 2 項中「出場回数」を「出動回数」に改める。

第 8 条の見出し中「出場」を「出動」に改め、同条第 1 項中「傷病者の程度等」を「傷病の程度等」に、「出場させなければならない」を「出動させなければならない」に改める。

第 10 条の見出しを「(出動区域)」に改め、同条第 1 項中「出場区域」を「出動区域」に改め、同条第 2 項中「出場区域外に出場」を「出動区域外に出動」に改める。

第 31 条各号列記以外の部分中「出場区域」を「出動区域」に改める。

第 32 条第 1 号中「出場」を「出動」に改める。

別表第 1 備考 1 中「経鼻エアーウェイ」を「経鼻エアーウエイ」に改める。

様式第 1 号中「救急出場」を「救急出動」に改める。

様式第 4 号中「出場日時」を「出動日時」に改める。

様式第 5 号及び様式第 6 号を次のように改める。

様式第5号（第26条関係）

救急活動報告書

出動番号	第号	覚知方法		覚知年月日	
出動隊		出動車両		事故種別	
発生場所区分		[発生場所区分 _中分類]		傷病者番号	
出動場所					
時間経過	覚知		転院元病院		覚知～現着 分
	出動		転院理由		現着～現発 分
	現場到着		転送元病院		現発～病着 分
	傷病者接触		転送理由		病着～引揚 分
	車内収容		元病院到着時刻		引揚～帰署 分
	現場出発		元病院引揚時刻		出動～帰署 分
	病院到着				
	病院引揚				
傷病者	住所				職業
	氏名	生年月日(歳)	(歳)	性別	
傷病者バイタル	意識	呼吸	脈拍	血圧	瞳孔
		回/分	回/分	/	右: mm左: mm
	表情	顔貌・皮膚	SpO ₂	体温	心電図波形
			%	℃	血糖値 mg/dl
使用資器材					
応急処置					
救命処置					
収容医療機関名			傷病名		
引継医師名		疾病分類	傷病程度		
既往症			服用薬剤		
病院選定経過					
活動概要					
救急隊員名		隊長	機関員	隊員	
上記のとおり報告します。					
					氏名 ㊟

救 急 票											番 号	
出動年月日(曜日)		年 月 日 ()					関係者連絡		済()・未			
経過時間		覚知	時 分	現場到着	時 分	接触	時 分	現発	時 分	收容	時 分	
傷病者 住所		都道 市 町村 番地		府県 郡 丁目 番 号								
氏名 生年月日		フリガナ 氏 名		(男・女)		年 月 日 生						
電話番号 職業		TEL ()		職業								
受傷・発生機転	概要	聴取先: 本人・家族()・関係者()・救急隊現認・他()						距離				
								出動~現場	k m			
								現場~病院	k m			
	主訴・自覚症状等	あり なし 不明(理由) 痛みの部位() 性状()										
	主な症状・病態	なし 不明 意識障害 頭痛 めまい 悪心・嘔吐 しびれ 痙攣 胸痛・絞扼感 動悸 呼吸困難 咳、痰 喀血 背部痛 腰痛 腹痛 下痢 吐血 下血 発熱 脱力感・ぐったり 創傷 その他()										
	鋭的外傷	なし 不明 刺された(刺した 刺さった) 切られた(切った) 撃たれた(撃った) その他()										
全身観察	鈍的外傷	なし 不明 車外放出 同乗者の死亡 車に轢かれた 車に撥ね飛ばされた 車の高度な損傷 救出所要時間20分以上 車の横転 転倒したバイクと運転手の距離 自動車と自転車の衝突 自動車と歩行者の衝突 機械器具に巻き込まれた 体幹部が挟まれた 高所墜落(6m以上) その他()										
	その他の発生機転	なし 不明 熱傷 中毒(農薬 医薬品 工業用品 ガス その他) 環境要因 なし 不明 高温 低温 急減圧 高山 酸欠 放射線										
	安全措置	なし 不明 ヘルメット(着 脱 未着) シートベルト(有 無) チャイルドシート(有 無) エアバック(作動有 作動無)										
	瞳孔	正常 右()mm 左()mm		不明 縮小(右・左・両) 散大(右・左・両) 共同偏視 斜偏視								
対光反射	正常 不明		鈍い(右・左・両) 消失(右・左・両)									
運動麻痺	なし 不明 上肢(右・左・両) 下肢(右・左・両)		感覚麻痺		なし 不明 上肢(右・左・両) 下肢(右・左・両)							
言語	なし 不明		失語・構音障害あり		失禁		なし 不明 失禁(尿・便)					
頭・顔面	頭部状態	なし 不明 ブラックアイ バトル徴候 耳出血 鼻出血 口腔内出血 項部硬直 頸静脈怒張 後頸部圧痛 気管偏位 皮下気腫 嚔声 气道熱傷										
	胸部	なし 不明 フレイルチェスト 開放性気胸 胸壁圧痛(右・左) 皮下気腫 正常 不明 連続性(喘鳴) 不連続性(ラ音) 呼吸音減弱(右・左)										
	腹部・骨盤	正常 不明 腹部圧痛 反跳痛 筋性防御 腹部膨隆 骨盤動揺 性器出血										
四肢	動揺・変形 切斷・離断	なし 不明 大腿(右・左) 下腿・足部(右・左) 上腕(右・左) 前腕・手(右・左)										
	部位	なし 不明 大腿(右・左) 下腿・足部(右・左) 上腕(右・左) 前腕・手(右・左)										
主な創傷	部位	なし 不明 頭 顔面 頸 胸 腹 腰背部 四肢 性状 不明 擦過傷 打撲痕 挫創 切創 刺創 割創 腫脹 索状痕										
	熱傷	なし 不明 I度()%部位() II度()%部位() III度()%部位()										
その他	死亡徴候	四肢硬直 その他 (露出部冷感 頸部硬直 被覆部冷感 角膜混濁 全身硬直)										
	死斑	部位 () 妊娠 週										
その他観察項目	表情	正常 苦悶 興奮 不穏 無表情 泣く 虚脱 自発性欠如 その他()										
	顔貌・皮膚	正常 蒼白 紅潮 チアノーゼ 土気色 黄染 乾燥 発汗 冷感 その他()										
	体位管理	仰臥位 坐位 半坐位 側臥位(右・左) 腹臥位 下肢挙上 膝屈曲仰臥位 損傷部位高位 その他()										
	出血	なし 不明 外出血 喀血 吐血 下血 性器出血 部位()										
観察・処置経過	出血量	不明 少(滲出的で少量) 中(少・多以外) 多(生命に危険を及ぼす量)										
	痙攣	なし 不明		あり(全身・間代性・強直性)		嘔吐・嘔気		なし 不明		あり(嘔吐・嘔気)		
	麻痺	なし 不明		あり(右半身 左半身 単麻痺 対麻痺)		意識喪失(LOC)		なし 不明		あり(時刻 頃~ 頃)		
	意識障害	清明 JCS		GCS (E- V- M-)		アプガースコア				点		
呼吸	なし ()回/分		正常 胸部挙上不十分 喘鳴 陥没 チェストークス 下顎 失調性 左右差あり その他()									
脈拍	なし ()回/分		正常 頻脈 徐脈 微弱 不整 左右差		橈骨 総頸 大腿 足背		その他()					
血圧	測定不能 /		触診		自動		聴診		血糖値			
SpO ₂	測定不能 %		体温		測定不能 °C		mg/dL					
心電図	測定不能 洞調律 頻拍 徐拍 PVC Af ST(上昇・下降) VF VT PEA 心静止 その他() 不明											
バイスタンダー処置	なし 不明 心肺蘇生法 胸骨圧迫 人工呼吸 市民によるAED (実施時刻) (推定・確定・不明) 観察 体位管理 气道確保 異物除去 止血 頭部固定 骨折の固定 創の洗浄・被覆 移動 その他()											
救急隊応急処置	止血 固定 保温 被覆 人工呼吸 胸骨圧迫 心肺蘇生法 酸素吸入(L/分× 分) 气道確保() 除細動(初回実施時刻 時 分/施行回数 回) 血糖測定 静脈路確保 薬剤投与(初回実施時刻 時 分/投与回数 回/ブドウ糖) その他()											
備考												

上記のとおり傷病者を搬送しました。
 なお、感染症の患者であると診断したときは、直ちに消防本部に連絡してください。
 伊勢市消防署 救急隊長

チェックシート 有 無

救 急 票										番 号	
出動年月日(曜日)		年 月 日 ()						関係者連絡		済()・未	
経過時間		覚知	時 分	現場到着	時 分	接触	時 分	現発	時 分	收容	時 分
傷病者 住所		都道 市 町村 番地		府県 郡 丁目 番 号							
氏名 生年月日		フリガナ 氏 名		(男・女)		年 月 日 生					
電話番号 職業		TEL ()		職業							
受傷・発生機転	概要	聴取先： 本人・家族()・関係者()・救急隊現認・他()						距離			
								出動～現場	k m		
								現場～病院	k m		
	主訴・自覚症状等	あり なし 不明(理由) 痛みの部位() 性状()									
	主な症状・病態	なし 不明 意識障害 頭痛 めまい 悪心・嘔吐 しびれ 痙攣 胸痛・絞扼感 動悸 呼吸困難 咳、痰 喀血 背部痛 腰痛 腹痛 下痢 吐血 下血 発熱 脱力感・ぐったり 創傷 その他()									
	鋭的外傷	なし 不明 刺された(刺した 刺さった) 切られた(切った) 撃たれた(撃った) その他()									
鈍的外傷	なし 不明 車外放出 同乗者の死亡 車に轢かれた 車に撥ね飛ばされた 車の高度な損傷 救出所要時間20分以上 車の横転 転倒したバイクと運転手の距離 自動車と自転車の衝突 自動車と歩行者の衝突 機械器具に巻き込まれた 体幹部が挟まれた 高所墜落(6m以上) その他()										
その他の発生機転	なし 不明 熱傷 中毒(農薬 医薬品 工業用品 ガス その他) 環境要因 なし 不明 高温 低温 急減圧 高山 酸欠 放射線										
安全措置	なし 不明 ヘルメット(着 脱 未着) シートベルト(有 無) チャイルドシート(有 無) エアバック(作動有 作動無)										
全身	神経系	瞳孔	正常 右()mm 左()mm		不明 縮小(右・左・両) 散大(右・左・両) 共同偏視 斜偏視						
		対光反射	正常 不明		鈍い(右・左・両)		消失(右・左・両)				
		運動麻痺	なし 不明 上肢(右・左・両) 下肢(右・左・両)		感覚麻痺		なし 不明 上肢(右・左・両) 下肢(右・左・両)				
		言語	なし 不明		失語・構音障害あり		失禁		なし 不明 失禁 (尿・便)		
身	頭・顔面	頸部状態	なし 不明 ブラックアイ バトル徴候		耳出血 鼻出血 口腔内出血 項部硬直						
			頸静脈怒張 後頸部圧痛		気管偏位 皮下気腫 嚔声 气道熱傷						
		胸部	なし 不明 フレイルチェスト		開放性気胸 胸壁圧痛(右・左) 皮下気腫						
観	腹部・骨盤	状態	正常 不明		連続性(喘鳴) 不連続性(ラ音) 呼吸音減弱(右・左)						
		性状	正常 不明		連続性(喘鳴) 不連続性(ラ音) 呼吸音減弱(右・左)						
		四肢	正常 不明		大腿(右・左) 下腿・足部(右・左) 上腕(右・左) 前腕・手(右・左)						
察	創傷	部位	なし 不明 頭 顔面 頸 胸 腹 腰背部 四肢		性状		不明 擦過傷 打撲痕 挫創 切創 刺創 割創 腫脹 索状痕				
		熱傷	なし 不明 I度()%部位() II度()%部位() III度()%部位()								
		その他	死亡徴候 四肢硬直 その他 (露出部冷感 頸部硬直 被覆部冷感 角膜混濁 全身硬直)		死斑 部位()		妊娠		週		
その他観察項目	表情	正常 苦悶 興奮 不穏 無表情 泣く 虚脱 自発性欠如 その他()									
	顔貌・皮膚	正常 蒼白 紅潮 チアノーゼ 土気色 黄染 乾燥 発汗 冷感 その他()									
	体位管理	仰臥位 坐位 半坐位 側臥位(右・左) 腹臥位 下肢挙上 膝屈曲仰臥位 損傷部位高位 その他()									
	出血	なし 不明 外出血 喀血 吐血 下血 性器出血 部位()									
観察・処置経過	出血量	不明 少(滲出的で少量) 中(少・多以外) 多(生命に危険を及ぼす量)									
	痙攣	なし 不明		あり(全身・間代性・強直性)		嘔吐・嘔気		なし 不明		あり(嘔吐・嘔気)	
	麻痺	なし 不明		あり(右半身 左半身 単麻痺 対麻痺)		意識喪失(LOC)		なし 不明		あり(時刻 頃～ 頃)	
	意識障害	清明 JCS		GCS (Eー Vー Mー)		アプガースコア		点			
呼吸	なし ()回/分		正常 胸部挙上不十分 喘鳴 陥没 チェンストークス 下顎 失調性 左右差あり その他()								
脈拍	なし ()回/分		正常 頻脈 徐脈 微弱 不整 左右差		橈骨 総頸 大腿 足背 その他()						
血圧	測定不能 /		触診 自動 聴診		血糖値						
SpO ₂	測定不能 %		体温		測定不能 °C		mg/dL				
心電図	測定不能 洞調律 頻拍 徐拍 PVC Af ST(上昇・下降) VF VT PEA 心静止 その他() 不明										
バイスタンダー処置	なし 不明 心肺蘇生法 胸骨圧迫 人工呼吸 市民によるAED (実施時刻) (推定・確定・不明) 観察 体位管理 气道確保 異物除去 止血 頭部固定 骨折の固定 創の洗浄・被覆 移動 その他()										
救急隊応急処置	止血 固定 保温 被覆 人工呼吸 胸骨圧迫 心肺蘇生法 酸素吸入(L/分× 分) 气道確保() 除細動(初回実施時刻 時 分/施行回数 回) 血糖測定 静脈路確保 薬剤投与(初回実施時刻 時 分/投与回数 回/ブドウ糖) その他()										
備考											

上記のとおり傷病者を受け入れました。
医療機関名及び医師の署名又は押印

様式第7号中 「」 を 「」 に、
「」 を 「」 に改める。

附 則

(施行期日)

- 1 この規則は、平成29年1月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この規則の施行の際現にあるこの規則による改正前の伊勢市救急業務実施規則に定める様式による用紙については、当分の間、これを取り繕って使用することができる。

伊勢市救助業務実施規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成 28 年 12 月 28 日

伊勢市長 鈴木 健 一

伊勢市規則第 69 号

伊勢市救助業務実施規則の一部を改正する規則

伊勢市救助業務実施規則（平成 17 年伊勢市規則第 165 号）の一部を次のように改正する。

第 9 条の見出し中「出場」を「出動」に改め、同条中「出場させる」を「出動させる」に改める。

第 10 条の見出しを「(出動区域)」に改め、同条第 1 項中「出場区域」を「出動区域」に改め、同条第 2 項中「出場区域外に出場」を「出動区域外に出動」に改める。

第 15 条第 1 項中「救助出場を」を「救助出動を」に、「救助出場報告書(別記様式)」を「救助出動報告書(様式第 1 号)及び隊別救助活動報告書(様式第 2 号)」に改め、同条第 2 項中「救助出場」を「救助出動」に改め、同条第 3 項中「前 2 項の救助出場報告書」を「前 2 項の規定により報告を受けたときは、救助出動報告書」に改める。

第 17 条各号列記以外の部分中「出場区域」を「出動区域」に改める。

別記様式を削る。

附則の次に次の 2 様式を加える。

救助出動報告書

報告者所属

階級

氏名

㊞

救助番号											
発生日時					事故種別						
覚知(入電)日時					覚知方法						
覚知(指令)日時					活動有無						
場 所	発生場所										
	区 分				地 区						
通報情報	通 報 者				区 分						
	電話番号				受 付 者						
気象情報	天 候				風 速		m/s				
	風 向				気 温		℃				
	相対湿度	%			雨 量		mm				
	実効湿度	%			積 雪		cm				
人 員		専任救助隊員	兼任救助隊員	消防隊員	救急隊員	消防団員	合 計				
	出動人員	人	人	人	人	人	人				
	活動人員	人	人	人	人	人	人				
活動機関	警 察	人	海上保安庁	人	備 考						
	日本赤十字社	人	自 衛 隊	人							
	水防団	人	電力会社	人							
	ガス事業所	人	水道事業所	人							
	他公の機関	人	事業所主体	人							
	民間活動	人									
出動状況	隊 名	車両名称	出 動	現 着	救助開始	救助完了	引 揚	帰 署	人数	活動	

事故概要														
活動概要														
関係者	フリガナ 氏名	住 所				関係者種別		年 齢		職 業				
		歳												
		歳												
		歳												
		歳												
		歳												
要救助者	フリガナ 氏名	住 所				搬 送 区 分		救 出 完 了 時 刻		性 別	年 齢	傷 病 程 度	救 急 番 号	搬 送 車 両
				歳										
			歳											
			歳											
			歳											
			歳											
			歳											
			歳											
			歳											
			歳											
			歳											
			歳											
			歳											
			歳											
			歳											
			歳											

隊別救助活動報告書

報告者 署所 隊名 氏名 ⑩

救助番号							
事故種別		活動有無					
発生日時		管轄署所					
覚知(入電)日時		地 区					
指令日時		発生場所区分					
発生場所							
事故概要							
車両種別		車両名称					
覚知(入電)		指 令					
出 動		現 着					
救助開始		救助完了					
引 揚		帰 署					
隊 長		機 関 員					
隊 員 1		隊 員 2					
隊 員 3		隊 員 4					
隊 員 5							
現着距離		km					
出動経路							
活動概要							
使用資機材							
備 考							
要救助者		フリガナ氏名	住 所	性別			
			救 出	救急番号	傷病程度	年齢	歳
		フリガナ氏名	住 所	性別			
			救 出	救急番号	傷病程度	年齢	歳
		フリガナ氏名	住 所	性別			
			救 出	救急番号	傷病程度	年齢	歳
男	人	フリガナ氏名	住 所	性別			
女	人	フリガナ氏名	住 所	性別			
計	人	フリガナ氏名	救 出	救急番号	傷病程度	年齢	歳

附 則

この規則は、平成 29 年 1 月 1 日から施行する。

伊勢市立の小学校及び中学校の就学すべき学校の指定に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成 28 年 12 月 27 日

伊勢市教育委員会
教育長 北 村 陽

伊勢市教育委員会規則第8号

伊勢市立の小学校及び中学校の就学すべき学校の指定に関する規則の一部を改正する規則

伊勢市立の小学校及び中学校の就学すべき学校の指定に関する規則（平成17年伊勢市教育委員会規則第15号）の一部を次のように改正する。

別表1 小学校の表二見小学校の項及び今一色小学校の項を削り、同表御菌小学校の項の次に次のように加える。

二見浦小学校	二見町松下 二見町江 二見町茶屋 二見町三津 二見町山田原 二見町溝口 二見町荘 二見町西 二見町今一色 二見町光の街
--------	---

別表2 中学校の表厚生中学校の項中「前山町(調整区域を除く。)」を削り、同表宮川中学校の項及び沼木中学校の項を削り、同表御菌中学校の項の次に次のように加える。

伊勢宮川中学校	宮町1丁目 宮町2丁目 常磐町 常磐1丁目 常磐2丁目 常磐3丁目 浦口町 浦口1丁目 浦口2丁目 浦口3丁目 浦口4丁目 二俣町 二俣1丁目 二俣2丁目 二俣3丁目 二俣4丁目 辻久留町 辻久留1丁目 辻久留2丁目 辻久留3丁目 中島1丁目 中島2丁目 宮川1丁目 宮川2丁目 大倉町 佐八町 津村町 上野町 円座町 神菌町 横輪町 矢持町
---------	---

「

厚生中学校 又は宮川中 学校	八日市場町の一部（厚 前山町の一部（厚生 学校
宮川中学校 又は沼木中 学校	津村町

別表2 中学校の表調整区域の項中

生中学校の通学区域を除く。） 中学校の通学区域を除く。）

「
を

厚生中学校又は伊勢宮川中学校	八日市場町の通学区域を
----------------	-------------

」

一部（厚生中学校除く。） 前山町

に改める。

」

附 則

この規則は 平成 29 年 4 月 1 日から施行する。

臨時的任用職員の取扱いに関する規程及び伊勢市職員服務規程の一部を

改正する訓令を次のように定める。

平成 28 年 12 月 28 日

伊勢市長 鈴木 健 一

伊勢市訓令第9号

臨時的任用職員の取扱いに関する規程及び伊勢市職員服務規程の一部を改正する訓令

(臨時的任用職員の取扱いに関する規程の一部改正)

第1条 臨時的任用職員の取扱いに関する規程(平成17年伊勢市訓令第9号)の一部を次のように改正する。

第10条第1号中「配偶者の子」の次に「、民法(明治29年法律第89号)第817条の2第1項の規定により職員が当該職員との間における同項に規定する特別養子縁組の成立について家庭裁判所に請求した者(当該請求に係る家事審判事件が裁判所に係属している場合に限る。)であって、当該職員が現に監護するもの、児童福祉法(昭和22年法律第164号)第27条第1項第3号の規定により同法第6条の4第1項に規定する里親である職員に委託されている児童のうち、当該職員が養子縁組によって養親となることを希望している者及び同条第2項に規定する養育里親である職員(児童の親その他の同法第27条第4項に規定する者の意に反するため、同項の規定により、同法第6条の4第1項に規定する里親であって養子縁組によって養親となることを希望している者として当該児童を委託することができない職員に限る。)に同法第27条第1項第3号の規定により委託されている当該児童」を加え、「認められる場合」を「と認められる場合」に改め、同条第2号中「次に掲げる者」の次に「(オに掲げる者にあつては、職員と同居しているものに限る。)」を加え、同条第6号中「臨時職員が要介護者の介護をするため、」を「要介護者の介護をする臨時職員が当該介護をするため、任命権者が、臨時職員の申出に基づき、要介護者の各々が当該介護を必要とする一の継続する状態ごとに、3回を超えず、かつ、通算して93日を超えない範囲内で指定する期間(以下この条において「指定期間」という。)内において」に、

「要介護者各々が介護を必要とする一の継続する状態ごとに、連続する93日の期間」を「指定期間」に改め、同条第7号中「子」の次に「（民法第817条の2第1項の規定により職員が当該職員との間における同項に規定する特別養子縁組の成立について家庭裁判所に請求した者（当該請求に係る家事審判事件が裁判所に係属している場合に限る。）であつて、当該職員が現に監護するもの、児童福祉法第27条第1項第3号の規定により同法第6条の4第1項に規定する里親である職員に委託されている児童のうち、当該職員が養子縁組によって養親となることを希望している者及び同条第2項に規定する養育里親である職員（児童の親その他の同法第27条第4項に規定する者の意に反するため、同項の規定により、同法第6条の4第1項に規定する里親であつて養子縁組によって養親となることを希望している者として当該児童を委託することができない職員に限る。）に同法第27条第1項第3号の規定により委託されている当該児童を含む。）」を加え、「（2時間を超えない範囲内の時間に限る。）」を削り、「1日の勤務時間の一部（2時間を超えない範囲内の時間に限る。）」を「1日につき2時間を超えない範囲内で必要と認められる時間」に改め、同条に次の1号を加える。

- (8) 要介護者の介護をする臨時職員が当該介護をするため、要介護者の各々が当該介護を必要とする一の継続する状態ごとに、連続する3年の期間（当該要介護者に係る指定期間と重複する期間を除く。）内において1日の勤務時間の一部につき勤務しないことが相当であると認められる場合 当該連続する3年の期間内において1日につき2時間を超えない範囲内で必要と認められる期間

第2条 臨時的任用職員の取扱いに関する規程の一部を次のように改正する。

第10条第1号中「第6条の4第1項」を「第6条の4第2号」に、「里

親」を「養子縁組里親」に改め、「のうち、当該職員が養子縁組によって養親となることを希望している者」を削り、「同条第2項」を「同条第1号」に、「里親であって養子縁組によって養親となることを希望している者」を「養子縁組里親」に改め、同条第7号中「第6条の4第1項」を「第6条の4第2号」に、「里親」を「養子縁組里親」に改め、「のうち、当該職員が養子縁組によって養親となることを希望している者」を削り、「同条第2項」を「同条第1号」に、「里親であって養子縁組によって養親となることを希望している者」を「養子縁組里親」に改める。

（伊勢市職員服務規程の一部改正）

第3条 伊勢市職員服務規程（平成17年伊勢市訓令第12号）の一部を次のように改正する。

第6条第1項中「受けようとするときは」を「取得しようとするときは」に改める。

第7条第1項及び第3項中「受けようとするときは」を「取得しようとするときは」に改め、同条第8項中「受けようとするときは、あらかじめ介護休暇簿（様式第3号）により」を「取得しようとするときは休暇簿（介護休暇用）（様式第3号）により、条例第15条の2に規定する介護時間を取得しようとするときは休暇簿（介護時間用）（様式第3号の2）により、あらかじめ」に改める。

様式第3号を次のように改める。

休 暇 簿
(介 護 休 暇 用)

所 属 _____

職 名 _____

職員番号 _____

氏 名 _____

※要介護者に関する事項	氏 名		※要介護者の状態及び具体的な介護の内容
	続 柄		
	同・別居	同居 ・ 別居	
	介護が必要となった時期	年 月 日	

指 定 期 間 の 申 出 ・ 指 定																	
第1回						第2回						第3回					
※申出の期間	※申出日	※本人印	部長	課長	期間	※申出の期間	※申出日	※本人印	部長	課長	期間	※申出の期間	※申出日	※本人印	部長	課長	期間
年 月 日から					月 日	年 月 日から					月 日	年 月 日から					月 日
年 月 日まで						年 月 日まで						年 月 日まで					
備考						備考						備考					

指 定 期 間 の 延 長 ・ 短 縮																		
第1回						第2回						第3回						
※延長・短縮後の末日	※申出日	※本人印	部長	課長	延長・短縮後の期間	※延長・短縮後の末日	※申出日	※本人印	部長	課長	延長・短縮後の期間	※延長・短縮後の末日	※申出日	※本人印	部長	課長	延長・短縮後の期間	
(年 月 日から)					月 日	(年 月 日から)					月 日	(年 月 日から)					月 日	
年 月 日まで						年 月 日まで						年 月 日まで						
(年 月 日から)					月 日	(年 月 日から)					月 日	(年 月 日から)					月 日	
年 月 日まで						年 月 日まで						年 月 日まで						
備考						備考						備考						

(※印の欄は、職員が記入し、又は押印する。)

介護休暇の請求・承認

課長	※ 請求の期間				※ 請求年月日	※ 本人印	承認の可否	備考
	年 月 日	日	時 分	日・時間数				
	年 月 日から	毎日	時 分～時 分	日	年 月 日		<input type="checkbox"/> 承認 <input type="checkbox"/> 不承認	
	年 月 日まで	その他()	時 分～時 分	時				
	年 月 日から	毎日	時 分～時 分	日	年 月 日		<input type="checkbox"/> 承認 <input type="checkbox"/> 不承認	
	年 月 日まで	その他()	時 分～時 分	時				
	年 月 日から	毎日	時 分～時 分	日	年 月 日		<input type="checkbox"/> 承認 <input type="checkbox"/> 不承認	
	年 月 日まで	その他()	時 分～時 分	時				
	年 月 日から	毎日	時 分～時 分	日	年 月 日		<input type="checkbox"/> 承認 <input type="checkbox"/> 不承認	
	年 月 日まで	その他()	時 分～時 分	時				
	年 月 日から	毎日	時 分～時 分	日	年 月 日		<input type="checkbox"/> 承認 <input type="checkbox"/> 不承認	
	年 月 日まで	その他()	時 分～時 分	時				
	年 月 日から	毎日	時 分～時 分	日	年 月 日		<input type="checkbox"/> 承認 <input type="checkbox"/> 不承認	
	年 月 日まで	その他()	時 分～時 分	時				
	年 月 日から	毎日	時 分～時 分	日	年 月 日		<input type="checkbox"/> 承認 <input type="checkbox"/> 不承認	
	年 月 日まで	その他()	時 分～時 分	時				
	年 月 日から	毎日	時 分～時 分	日	年 月 日		<input type="checkbox"/> 承認 <input type="checkbox"/> 不承認	
	年 月 日まで	その他()	時 分～時 分	時				
	年 月 日から	毎日	時 分～時 分	日	年 月 日		<input type="checkbox"/> 承認 <input type="checkbox"/> 不承認	
	年 月 日まで	その他()	時 分～時 分	時				
	年 月 日から	毎日	時 分～時 分	日	年 月 日		<input type="checkbox"/> 承認 <input type="checkbox"/> 不承認	
	年 月 日まで	その他()	時 分～時 分	時				

(※印の欄は、職員が記入し、又は押印する。)

様式第 3 号の次に次の 1 様式を加える。

休 暇 簿
(介 護 時 間 用)

所 属 _____

職 名 _____

職員番号 _____

氏 名 _____

※ 要介護者に関する事項	氏名		※ 要介護者の状態及び具体的な介護の内容					
	続柄							
	同・別居	同居 ・ 別居						
	介護が必要となった時期 年 月 日							
連続する3年の期間 年 月 日 から 年 月 日まで								
※ 請 求 の 期 間			※ 請求年月日	※ 本人印	承認の可否	決 裁		備 考
年 月 日	時 間	部長				課長		
年 月 日から	毎日	午前 時 分～ 時 分	年 月 日		□承認 □不承認			
年 月 日まで	その他()	午後 時 分～ 時 分						
年 月 日から	毎日	午前 時 分～ 時 分	年 月 日		□承認 □不承認			
年 月 日まで	その他()	午後 時 分～ 時 分						
年 月 日から	毎日	午前 時 分～ 時 分	年 月 日		□承認 □不承認			
年 月 日まで	その他()	午後 時 分～ 時 分						
年 月 日から	毎日	午前 時 分～ 時 分	年 月 日		□承認 □不承認			
年 月 日まで	その他()	午後 時 分～ 時 分						
年 月 日から	毎日	午前 時 分～ 時 分	年 月 日		□承認 □不承認			
年 月 日まで	その他()	午後 時 分～ 時 分						

(※印の欄は、職員が記入し、又は押印する。)

様式第6号及び様式第9号中「あて先」を「宛先」に改める。

附 則

(施行期日)

- 1 この訓令は、平成29年1月1日から施行する。ただし、第2条の規定は、平成29年4月1日から施行する。

(臨時的任用職員の取扱いに関する規程の一部改正に伴う経過措置)

- 2 第1条の規定による改正前の臨時的任用職員の取扱いに関する規程第10条第6号の規定による休暇を取得した臨時職員であって、この訓令の施行の日(以下「施行日」という。)において、当該休暇の初日(以下「初日」という。)から起算して93日を経過していないものの当該休暇に係る第1条の規定による改正後の臨時的任用職員の取扱いに関する規程第10条第6号に規定する指定期間については、任命権者は、初日から当該臨時職員の申出に基づく施行日以後の日(初日から起算して93日を経過するまでの日に限る。)までの期間を指定するものとする。

伊勢市病院企業職員の給与に関する規程の一部を改正する規程を次のよ
うに定める。

平成 28 年 12 月 22 日

伊勢市病院事業管理者 藤 本 昌 雄

伊勢市病院事業管理規程第5号

伊勢市病院企業職員の給与に関する規程の一部を改正する規程

伊勢市病院企業職員の給与に関する規程(平成17年伊勢市病院事業管理規程第16号)の一部を次のように改正する。

別表第1から別表第3までを次のように改める。

別表第1 (第3条関係)

病院企業一般職給料表

職 員 の 区 分	職務 の級	1級	2級	3級	4級	5級	6級	7級	8級
	号給	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
再 任 用 職 員 以 外 の 職 員		円	円	円	円	円	円	円	円
	1	141,600	191,700	227,900	261,100	287,100	317,700	361,800	407,300
	2	142,700	193,500	229,500	263,000	289,300	319,900	364,400	409,700
	3	143,900	195,300	231,000	264,800	291,600	322,200	366,900	412,200
	4	145,000	197,100	232,600	266,900	293,700	324,400	369,500	414,600
	5	146,100	198,700	234,100	268,700	295,700	326,600	371,500	416,500
	6	147,200	200,500	235,800	270,600	298,000	328,600	374,000	418,800
	7	148,300	202,300	237,300	272,500	300,300	330,800	376,300	420,900
	8	149,400	204,100	238,900	274,600	302,500	333,000	378,800	423,100
	9	150,500	205,800	240,300	276,700	304,600	335,100	381,300	425,100
	10	151,900	207,600	241,800	278,700	306,900	337,300	384,000	427,200
11	153,200	209,400	243,400	280,800	309,100	339,400	386,600	429,300	

12	154,500	211,200	244,800	282,800	311,400	341,600	389,300	431,400
13	155,800	212,600	246,300	284,800	313,500	343,500	391,700	433,100
14	157,300	214,400	247,800	286,900	315,600	345,500	394,000	434,900
15	158,800	216,100	249,100	288,900	317,800	347,600	396,200	436,900
16	160,400	217,900	250,500	290,900	319,900	349,600	398,600	438,900
17	161,700	219,600	252,000	292,900	322,000	351,400	400,400	440,800
18	163,200	221,300	253,700	294,900	324,000	353,400	402,400	442,600
19	164,700	222,900	255,400	297,000	326,100	355,200	404,300	444,400
20	166,200	224,500	257,200	299,000	328,100	357,100	406,100	446,100
21	167,600	226,000	258,800	301,000	330,000	359,100	408,000	447,900
22	170,300	227,700	260,600	303,100	332,100	361,000	409,800	449,400
23	172,900	229,300	262,300	305,100	334,100	363,000	411,600	450,800
24	175,500	230,900	264,000	307,200	336,200	364,900	413,500	452,300
25	178,200	232,200	266,000	309,000	337,700	366,900	415,300	453,700
26	179,900	233,700	267,900	311,100	339,600	368,800	416,800	455,000
27	181,600	235,100	269,700	313,200	341,500	370,800	418,300	456,300
28	183,300	236,400	271,500	315,200	343,400	372,800	419,900	457,500
29	184,800	237,700	273,200	317,100	345,100	374,300	421,500	458,500
30	186,600	238,900	275,100	319,100	347,000	376,100	422,800	459,200
31	188,400	239,900	277,000	321,200	348,900	377,900	424,100	460,000
32	190,100	241,100	278,700	323,300	350,700	379,500	425,300	460,700

33	191,700	242,400	280,400	324,700	352,600	381,300	426,500	461,400
34	193,200	243,600	282,300	326,700	354,400	382,700	427,800	462,200
35	194,700	244,800	284,100	328,600	356,200	384,200	429,100	462,900
36	196,200	246,100	286,000	330,700	357,900	385,800	430,300	463,500
37	197,500	247,000	287,600	332,600	359,300	387,200	431,500	464,000
38	198,800	248,400	289,300	334,500	360,600	388,400	432,300	464,600
39	200,100	249,800	291,100	336,500	362,000	389,600	433,100	465,200
40	201,400	251,300	292,900	338,400	363,400	390,700	433,900	465,800
41	202,700	252,700	294,600	340,300	364,700	391,800	434,500	466,300
42	204,000	254,100	296,300	342,200	365,600	393,000	435,200	466,800
43	205,300	255,500	297,900	344,000	366,700	394,200	435,900	467,200
44	206,600	256,800	299,500	345,900	367,800	395,300	436,600	467,500
45	207,800	258,000	301,200	347,400	368,600	396,000	437,400	467,800
46	209,100	259,300	302,900	348,800	369,500	396,700	438,200	
47	210,400	260,700	304,500	350,300	370,400	397,400	438,600	
48	211,700	262,000	306,200	351,800	371,300	398,100	439,300	
49	212,800	263,300	307,300	353,400	372,200	398,700	439,800	
50	213,900	264,400	308,800	354,200	373,000	399,300	440,200	
51	214,900	265,700	310,300	355,400	373,800	399,800	440,600	
52	216,000	267,000	311,900	356,400	374,600	400,200	441,000	

53	217,100	268,000	313,500	357,300	375,300	400,600	441,400
54	218,100	269,100	315,100	358,400	376,000	400,900	441,800
55	219,000	270,400	316,700	359,300	376,700	401,200	442,200
56	220,000	271,700	318,200	360,400	377,400	401,500	442,500
57	220,600	272,800	319,700	361,300	377,900	401,800	442,800
58	221,500	273,800	320,900	362,000	378,500	402,100	443,200
59	222,300	274,800	322,100	362,700	379,100	402,400	443,500
60	223,200	275,900	323,300	363,400	379,800	402,700	443,800
61	223,900	277,100	324,000	363,800	380,200	403,000	444,100
62	224,900	278,100	324,900	364,400	380,900	403,300	
63	225,700	279,000	325,700	365,100	381,500	403,600	
64	226,600	280,000	326,500	365,800	382,100	403,900	
65	227,300	280,700	327,400	366,100	382,500	404,200	
66	228,100	281,600	327,800	366,800	383,100	404,500	
67	229,000	282,300	328,500	367,500	383,700	404,800	
68	230,100	283,200	329,300	368,200	384,300	405,100	
69	230,800	284,200	330,100	368,500	384,700	405,300	
70	231,500	285,000	330,800	369,100	385,200	405,600	
71	232,100	285,800	331,500	369,800	385,700	405,900	
72	232,900	286,600	332,200	370,400	386,300	406,200	
73	233,700	287,400	332,700	370,700	386,600	406,400	

74	234,400	287,900	333,300	371,300	387,000	406,700
75	235,100	288,300	333,800	372,000	387,400	407,000
76	235,700	288,800	334,400	372,600	387,800	407,200
77	236,400	288,900	334,700	373,000	388,100	407,400
78	237,200	289,300	335,200	373,500	388,400	407,700
79	238,000	289,500	335,600	374,100	388,700	408,000
80	238,700	289,900	336,100	374,600	389,000	408,200
81	239,400	290,100	336,500	375,100	389,200	408,400
82	240,100	290,300	337,000	375,700	389,500	408,700
83	240,800	290,700	337,500	376,200	389,800	409,000
84	241,500	291,000	338,000	376,500	390,000	409,200
85	242,100	291,300	338,300	376,900	390,200	409,400
86	242,800	291,600	338,700	377,400	390,500	
87	243,500	291,900	339,200	377,800	390,800	
88	244,200	292,300	339,600	378,200	391,000	
89	244,900	292,600	339,900	378,600	391,200	
90	245,400	293,000	340,300	379,100	391,500	
91	245,800	293,300	340,800	379,500	391,800	
92	246,300	293,700	341,200	379,900	392,000	
93	246,600	293,800	341,400	380,200	392,200	
94		294,000	341,800			

95	294,400	342,300				
96	294,800	342,700				
97	295,000	342,800				
98	295,300	343,300				
99	295,700	343,700				
100	296,100	344,000				
101	296,300	344,300				
102	296,600	344,700				
103	297,000	345,100				
104	297,300	345,500				
105	297,500	346,000				
106	297,800	346,400				
107	298,200	346,800				
108	298,500	347,200				
109	298,700	347,700				
110	299,100	348,100				
111	299,500	348,400				
112	299,800	348,700				
113	299,900	349,200				
114	300,200					
115	300,500					

	116		300,900						
	117		301,100						
	118		301,300						
	119		301,600						
	120		301,900						
	121		302,300						
	122		302,500						
	123		302,800						
	124		303,100						
	125		303,400						
再 任 用 職 員		186,900	214,400	254,400	273,800	288,900	314,300	356,000	389,100

備考 この表は、他の給料表の適用を受けない全ての職員に適用する。

別表第2（第3条関係）

病院企業技能労務職給料表

職 員 の 区	職務 の級					
		1級	2級	3級	4級	5級

分	号給	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
		円	円	円	円	円
再 任 用 職 員 以 外 の 職 員	1	127,900	179,200	200,900	248,200	277,500
	2	128,800	180,700	202,300	249,400	279,400
	3	129,800	182,200	203,700	250,500	281,200
	4	130,700	183,700	205,000	251,700	283,000
	5	131,700	185,000	206,300	252,600	284,800
	6	132,700	186,500	207,700	253,900	286,600
	7	133,700	187,900	209,100	255,000	288,300
	8	134,700	189,300	210,500	256,200	290,100
	9	135,500	190,700	211,900	257,300	291,800
	10	136,500	191,900	213,500	258,400	293,600
	11	137,500	193,200	215,100	259,600	295,300
	12	138,600	194,300	216,500	260,800	297,100
	13	139,400	195,500	217,800	261,800	298,600
	14	140,400	196,600	219,300	262,900	300,300
	15	141,400	197,700	220,800	263,900	301,900
	16	142,400	198,800	222,100	264,900	303,400
	17	143,500	199,900	223,100	266,000	305,000
	18	144,700	201,000	223,900	267,200	306,600
	19	145,900	202,000	224,800	268,300	308,300
	20	147,100	203,000	225,800	269,200	310,000

21	148,200	204,000	226,700	270,200	311,200
22	149,400	205,100	228,200	271,300	312,600
23	150,600	206,200	229,500	272,400	314,000
24	151,800	207,200	230,600	273,400	315,500
25	153,000	208,100	232,100	274,400	316,800
26	154,500	209,000	233,400	275,500	318,300
27	156,000	209,700	234,700	276,600	319,700
28	157,500	210,600	236,000	277,700	321,100
29	158,900	211,500	237,100	278,600	322,700
30	160,400	212,700	238,300	279,700	323,900
31	161,900	213,700	239,600	280,700	325,200
32	163,400	214,600	240,800	281,700	326,400
33	164,900	215,300	241,900	282,600	327,500
34	166,700	216,500	243,200	283,500	328,400
35	168,500	217,600	244,300	284,500	329,500
36	170,300	218,800	245,500	285,600	330,600
37	172,100	219,600	246,800	286,300	331,700
38	173,800	220,800	248,000	287,200	332,800
39	175,500	222,000	249,300	288,100	333,800
40	177,200	223,100	250,600	289,000	334,800

41	178,800	224,000	251,600	289,800	335,800
42	180,200	225,200	252,900	290,800	336,800
43	181,600	226,200	254,000	291,800	337,800
44	183,000	227,300	255,300	292,700	338,800
45	184,500	228,400	256,200	293,400	339,700
46	185,900	229,500	257,300	294,300	340,700
47	187,300	230,600	258,500	295,200	341,700
48	188,700	231,600	259,500	296,100	342,700
49	190,000	232,600	260,700	296,800	343,600
50	191,200	233,700	261,900	297,400	344,500
51	192,300	234,800	263,100	298,100	345,400
52	193,500	236,000	264,000	298,900	346,200
53	194,600	237,100	265,100	299,500	347,000
54	195,700	238,100	266,200	300,300	347,800
55	196,800	239,000	267,400	301,000	348,600
56	197,900	239,800	268,600	301,700	349,300
57	199,000	240,800	269,500	302,400	350,000
58	200,000	241,800	270,500	303,100	350,800
59	201,000	242,800	271,600	303,900	351,600
60	202,000	243,700	272,600	304,600	352,300
61	203,100	244,700	273,700	305,200	353,000

62	204,000	245,600	274,800	305,900	353,700
63	204,900	246,500	275,700	306,600	354,400
64	205,800	247,400	276,800	307,300	355,100
65	206,500	248,200	277,700	307,800	355,700
66	207,300	249,000	278,500	308,300	356,200
67	208,000	249,800	279,300	308,900	356,700
68	208,800	250,500	280,100	309,500	357,200
69	209,200	251,300	280,900	310,100	357,600
70	209,800	251,900	281,700	310,500	
71	210,100	252,400	282,500	311,000	
72	210,700	252,900	283,200	311,500	
73	211,000	253,100	284,000	311,800	
74	211,600	253,500	284,700	312,300	
75	212,100	254,000	285,500	312,800	
76	212,900	254,500	286,300	313,200	
77	213,100	255,000	286,900	313,400	
78	213,800	255,400	287,400	313,700	
79	214,300	255,900	287,900	314,000	
80	214,900	256,400	288,300	314,300	
81	215,600	256,700	288,700	314,600	
82	216,100	257,000	289,100	314,900	

83	216,700	257,300	289,600	315,200
84	217,400	257,600	290,100	315,500
85	218,000	257,800	290,500	315,700
86	218,600	258,000	291,100	316,100
87	219,100	258,300	291,700	316,400
88	219,800	258,600	292,300	316,600
89	220,300	258,800	292,600	316,800
90	220,900	259,000	293,100	317,100
91	221,500	259,400	293,600	317,400
92	222,000	259,600	294,000	317,700
93	222,400	259,900	294,400	317,900
94	222,900	260,300	294,900	318,200
95	223,400	260,600	295,400	318,500
96	223,900	260,900	295,900	318,700
97	224,500	261,100	296,200	318,900
98	225,000	261,400	296,600	319,200
99	225,500	261,600	297,100	319,500
100	226,000	261,900	297,600	319,700
101	226,400	262,200	298,000	319,900
102	226,900	262,400	298,400	
103	227,500	262,700	298,700	

104	228,100	263,000	299,000
105	228,500	263,200	299,300
106	229,000	263,400	299,700
107	229,500	263,700	300,100
108	229,900	263,900	300,500
109	230,100	264,200	300,800
110	230,500	264,500	301,200
111	231,000	264,800	301,600
112	231,500	265,000	301,900
113	231,800	265,200	302,100
114	232,300	265,500	302,400
115	232,800	265,700	302,700
116	233,300	265,900	302,900
117	233,600	266,200	303,100
118	234,000	266,500	303,400
119	234,400	266,800	303,700
120	234,800	267,100	303,900
121	235,200	267,200	304,100
122		267,500	304,400
123		267,800	304,700
124		268,100	304,900

	125		268,200	305,100		
	126		268,500	305,400		
	127		268,800	305,700		
	128		269,100	305,900		
	129		269,200	306,100		
	130		269,500	306,400		
	131		269,800	306,700		
	132		270,100	306,900		
	133		270,200	307,100		
	134		270,500			
	135		270,800			
	136		271,100			
	137		271,200			
再 任 用 職 員		192,800	203,900	222,400	243,200	273,900

備考 この表は、伊勢市病院企業職員の職名等に関する規程（平成17年伊勢市病院事業管理規程第1号）に規定する技能労務職員である職員に適用する。

別表第3（第3条関係）

病院企業医療職給料表

職員 の 区 分	職務 の級	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級
	号 給	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
再 任 用 職 員 以 外 の 職 員		円	円	円	円	円
	1	245,200	330,500	395,500	470,600	565,700
	2	247,700	333,500	398,400	472,900	568,800
	3	250,200	336,400	401,300	475,100	571,900
	4	252,700	339,400	404,100	477,400	575,000
	5	255,000	342,100	406,800	479,700	577,900
	6	258,800	345,400	409,500	481,900	580,300
	7	262,600	348,500	412,300	484,100	582,700
	8	266,400	351,600	415,000	486,300	585,100
	9	270,000	354,500	417,500	488,300	587,300
	10	274,000	357,400	420,200	490,400	588,800
	11	278,000	360,500	422,900	492,500	590,300
	12	282,000	363,700	425,600	494,600	591,800
	13	285,800	366,700	428,000	496,700	593,300
	14	289,800	370,300	430,500	498,800	594,400
15	293,700	373,500	432,900	500,900	595,500	

16	297,600	377,200	435,400	503,000	596,400
17	301,400	380,800	437,600	505,100	597,600
18	305,000	383,500	440,000	507,100	598,600
19	308,500	386,300	442,400	509,100	599,600
20	312,100	389,000	444,800	511,100	600,600
21	315,700	391,900	446,600	512,900	601,600
22	319,400	394,500	449,000	514,700	
23	322,900	397,100	451,400	516,600	
24	326,400	399,500	453,700	518,500	
25	329,900	401,800	455,800	520,200	
26	332,700	404,100	458,100	522,000	
27	335,300	406,400	460,300	523,800	
28	337,900	408,700	462,600	525,600	
29	340,700	411,000	464,800	527,400	
30	342,800	413,100	467,100	529,200	
31	345,000	415,100	469,400	531,000	
32	347,400	417,200	471,600	532,800	
33	349,700	419,300	473,600	534,400	
34	352,100	421,200	475,700	536,200	
35	354,300	423,200	477,800	537,900	
36	356,800	425,200	479,900	539,700	

37	359,200	427,200	482,000	541,300
38	361,600	429,200	483,800	542,900
39	364,000	431,200	485,600	544,300
40	366,200	433,200	487,400	545,900
41	368,500	435,100	489,100	547,400
42	369,900	436,900	490,900	548,800
43	371,400	438,600	492,700	550,200
44	372,800	440,400	494,500	551,500
45	374,300	442,300	496,100	552,700
46	375,700	444,100	497,800	553,700
47	377,200	445,900	499,600	554,700
48	378,700	447,600	501,400	555,700
49	379,900	449,400	503,000	556,700
50	380,900	451,100	504,300	557,600
51	381,900	452,900	505,600	558,500
52	382,800	454,700	506,900	559,400
53	383,800	456,600	508,100	560,200
54	384,700	457,800	509,400	561,100
55	385,600	459,000	510,700	562,000
56	386,500	460,200	512,000	562,900

57	387,400	461,400	513,000	563,800
58	388,300	462,400	513,800	564,700
59	389,100	463,400	514,600	565,600
60	389,900	464,400	515,400	566,300
61	390,600	465,200	516,300	567,200
62	391,100	465,900	517,100	568,100
63	391,500	466,600	518,000	569,000
64	392,000	467,300	518,800	569,900
65	392,300	468,000	519,700	570,800
66		468,700	520,600	
67		469,400	521,300	
68		470,100	522,200	
69		470,500	523,100	
70		471,200	523,900	
71		471,900	524,800	
72		472,600	525,700	
73		473,000	526,500	
74		473,600	527,400	
75		474,300	528,300	
76		475,000	529,000	
77		475,400	529,800	

	78		476,000	530,700		
	79		476,600	531,600		
	80		477,100	532,500		
	81		477,700	533,300		
	82		478,200	534,200		
	83		478,700	535,100		
	84		479,200	536,000		
	85		479,600	536,800		
	86		480,200	537,700		
	87		480,600	538,600		
	88		481,100	539,500		
	89		481,600	540,300		
	90		482,200			
	91		482,800			
	92		483,200			
	93		483,700			
	94		484,300			
	95		484,900			
	96		485,500			
	97		486,000			
再						

任 用 職 員		295,400	337,800	392,200	465,200	565,100
------------------	--	---------	---------	---------	---------	---------

備考 この表は、医師及び歯科医師である職員に適用する。

附 則

(施行期日等)

- 1 この規程は、公表の日から施行し、この規程による改正後の伊勢市病院企業職員の給与に関する規程（以下「新規程」という。）別表第1から別表第3までの規定は、平成28年4月1日から適用する。

(給与の内払)

- 2 新規程の規定を適用する場合においては、この規程による改正前の伊勢市病院企業職員の給与に関する規程の規定に基づいて支給された給与は、新規程の規定による給与（伊勢市病院企業職員の給与に関する規程の一部を改正する規程（平成27年伊勢市病院事業管理規程第3号）附則第3項から第5項までの規定による給料を含む。）の内払とみなす。

市立伊勢総合病院事務決裁規程及び伊勢市病院企業職員の育児休業等に
関する規程の一部を改正する規程を次のように定める。

平成 28 年 12 月 28 日

伊勢市病院事業管理者 藤 本 昌 雄

伊勢市病院事業管理規程第6号

市立伊勢総合病院事務決裁規程及び伊勢市病院企業職員の育児休業等に関する規程の一部を改正する規程

(市立伊勢総合病院事務決裁規程の一部改正)

第1条 市立伊勢総合病院事務決裁規程(平成17年伊勢市病院事業管理規程第4号)の一部を次のように改正する。

別表2の表6の項中「及び介護休暇」を「、介護休暇及び介護時間」に改める。

(伊勢市病院企業職員の育児休業等に関する規程の一部改正)

第2条 伊勢市病院企業職員の育児休業等に関する規程(平成17年伊勢市病院事業管理規程第8号)の一部を次のように改正する。

第5条第1項中「3歳に満たない子」を「小学校就学の始期に達するまでの子(民法(明治29年法律第89号)第817条の2第1項の規定により職員が当該職員との間における同項に規定する特別養子縁組の成立について家庭裁判所に請求した者(当該請求に係る家事審判事件が裁判所に係属している場合に限る。))であって、当該職員が現に監護するもの、児童福祉法(昭和22年法律第164号)第27条第1項第3号の規定により同法第6条の4第1項に規定する里親である職員に委託されている児童のうち、当該職員が養子縁組によって養親となることを希望している者及び同条第2項に規定する養育里親である職員(児童の親その他の同法第27条第4項に規定する者の意に反するため、同項の規定により、同法第6条の4第1項に規定する里親であって養子縁組によって養親となることを希望している者として当該児童を委託することができない職員に限る。))に同法第27条第1項第3号の規定により委託されている当該児童を含む。以下同じ。)」に改める。

第3条 伊勢市病院企業職員の育児休業等に関する規程の一部を次のよう

に改正する。

第5条第1項中「第6条の4第1項」を「第6条の4第2号」に、「里親である職員に委託されている」を「養子縁組里親である職員に委託されている」に改め、「のうち、当該職員が養子縁組によって養親となることを希望している者」を削り、「同条第2項」を「同条第1号」に、「里親であって養子縁組によって養親となることを希望している者」を「養子縁組里親」に改める。

附 則

この規程は、平成29年1月1日から施行する。ただし、第3条の規定は、平成29年4月1日から施行する。

伊勢市告示第 129 号

平成 28 年 12 月 21 日開議の市議会定例会で議決を経た平成 28 年度補正
予算の要領は、次のとおりです。

平成 28 年 12 月 27 日

伊勢市長 鈴木 健 一

平成28年度 伊勢市一般会計補正予算（第3号）

平成28年度 伊勢市の一般会計補正予算（第3号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ、2,406,423千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ、52,814,503千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

（繰越明許費）

第2条 地方自治法第213条第1項の規定により翌年度に繰り越して使用することができる経費は「第2表 繰越明許費」による。

（債務負担行為の補正）

第3条 債務負担行為の追加及び変更は、「第3表 債務負担行為補正」による。

（地方債の補正）

第4条 地方債の追加及び変更は、「第4表 地方債補正」による。

第 1 表 歳入歳出予算補正

1 歳入

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
15 国庫支出金		6,797,411	661,978	7,459,389
	1 国庫負担金	5,376,587	215,617	5,592,204
	2 国庫補助金	1,381,865	446,361	1,828,226
	3 委託金	38,959	0	38,959
16 県支出金		2,987,581	143,390	3,130,971
	1 県負担金	1,792,495	115,290	1,907,785
	2 県補助金	911,421	28,100	939,521
17 財産収入		88,056	20,000	108,056
	1 財産運用収入	67,838	20,000	87,838
20 繰越金		171,854	173,784	345,638
	1 繰越金	171,854	173,784	345,638
21 諸収入		717,198	6,471	723,669
	5 雑入	644,744	6,471	651,215
22 市債		6,237,500	1,400,800	7,638,300
	1 市債	6,237,500	1,400,800	7,638,300
歳入合計		50,408,080	2,406,423	52,814,503

2 歳出

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
1 議会費		358,190	659	358,849
	1 議会費	358,190	659	358,849
2 総務費		4,368,693	89,925	4,458,618
	1 総務管理費	3,455,461	82,597	3,538,058
	2 徴税費	533,113	△9,282	523,831
	3 戸籍住民基本台帳費	216,310	11,260	227,570
	4 選挙費	109,987	6,762	116,749
	5 統計調査費	22,625	△2,696	19,929
	6 監査委員費	31,197	1,284	32,481
3 民生費		18,208,648	846,442	19,055,090
	1 社会福祉費	5,168,472	810,461	5,978,933
	2 老人福祉費	3,969,576	2,881	3,972,457
	3 児童福祉費	6,681,116	32,243	6,713,359
	4 生活保護費	2,295,645	2,339	2,297,984
	5 人権政策費	77,006	△821	76,185
	6 国民年金事務費	16,833	△661	16,172
4 衛生費		4,893,288	1,280,008	6,173,296
	1 保健衛生費	3,073,570	1,300,676	4,374,246
	2 清掃費	1,819,718	△20,668	1,799,050
6 農林水産業費		1,028,036	58,812	1,086,848
	1 農業費	919,054	△3,399	915,655
	2 林業費	38,841	△1,253	37,588
	3 水産業費	70,141	63,464	133,605
7 商工費		426,283	3,951	430,234
	1 商工費	426,283	3,951	430,234
8 観光費		570,879	24,038	594,917
	1 観光費	570,879	24,038	594,917
9 土木費		5,724,008	97,589	5,821,597
	1 土木管理費	470,183	△9,095	461,088
	2 道路橋梁費	1,751,191	41,201	1,792,392

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
	3 河川費	397,764	12,061	409,825
	5 都市計画費	2,832,038	6,123	2,838,161
	6 住宅費	244,816	47,299	292,115
10 消防費		2,481,303	1,178	2,482,481
	1 消防費	2,481,303	1,178	2,482,481
11 教育費		6,743,060	722	6,743,782
	1 教育総務費	1,078,305	△29,247	1,049,058
	2 小学校費	650,871	△3,563	647,308
	3 中学校費	3,088,929	7,065	3,095,994
	4 幼稚園費	144,023	4,870	148,893
	5 社会教育費	718,175	13,739	731,914
	6 保健体育費	1,062,757	7,858	1,070,615
12 災害復旧費		36	3,099	3,135
	2 公共土木施設災害復旧費	15	3,099	3,114
歳出合計		50,408,080	2,406,423	52,814,503

第 2 表 繰越明許費

款	項	事業名	金額 (千円)
2 総務費	1 総務管理費	市民活動促進事業	32,606
3 民生費	1 社会福祉費	臨時福祉給付金（経済対策分）支給事業	373,695
		臨時福祉給付金（経済対策分）事務費	27,227
		おひさま児童園整備事業	29,182
	3 児童福祉費	民間認定こども園施設整備事業費補助金	794
4 衛生費	1 保健衛生費	太陽光発電普及促進事業	2,400
6 農林水産業費	3 水産業費	水産物供給基盤機能保全事業	60,000
7 商工費	1 商工費	全国菓子大博覧会・三重支援事業	2,000
9 土木費	2 道路橋梁費	道路維持事業	51,937
		橋梁維持事業	7,100
	6 住宅費	住宅等整備事業	37,973
11 教育費	2 小学校費	小学校整備事業	4,528
	6 保健体育費	高校総体・国体施設整備事業	5,795

第 3 表 債務負担行為補正

追 加

事 項	期 間	限 度 額(千円)
いせ市議会だより印刷製本業務委託	自 平成 28 年度 至 平成 29 年度	3, 421
広報いせ印刷製本業務委託	自 平成 28 年度 至 平成 29 年度	30, 640
いせ市民活動センター管理運営委託	自 平成 28 年度 至 平成 31 年度	41, 177
コミュニティバスデマンド運行業務委託	自 平成 28 年度 至 平成 29 年度	8, 588
保健福祉会館管理運営委託	自 平成 28 年度 至 平成 33 年度	59, 650
生活困窮者自立相談支援等業務委託	自 平成 28 年度 至 平成 29 年度	23, 100
健幸ポイント事業	自 平成 28 年度 至 平成 30 年度	30, 240
健康・医療電話相談業務委託	自 平成 28 年度 至 平成 29 年度	8, 129
一般廃棄物収集運搬業務委託	自 平成 28 年度 至 平成 29 年度	355, 100
二見地域農産物等活用型総合交流促進施設管理運営委託	自 平成 28 年度 至 平成 33 年度	25, 026
産業支援センター管理運営委託	自 平成 28 年度 至 平成 33 年度	230, 145
インバウンドエリアマーケティング事業	自 平成 28 年度 至 平成 29 年度	3, 900
市内観光周遊促進事業	自 平成 28 年度 至 平成 29 年度	25, 000
集大会・スポーツ合宿誘致補助金	自 平成 28 年度 至 平成 29 年度	2, 000

事 項	期 間	限 度 額(千円)
伊勢たび促進事業	自 平成28年度 至 平成29年度	34,700
ジャパンハウス活用情報発信事業	自 平成28年度 至 平成29年度	16,800
雨水ポンプ場保守点検及び緊急対応業務委託（平成28年度債務負担行為）	自 平成28年度 至 平成30年度	3,000
市営住宅等管理運営委託	自 平成28年度 至 平成33年度	496,303
小俣北部公民館ほか管理運営委託	自 平成28年度 至 平成33年度	24,869
国体推進課事務所賃借料	自 平成28年度 至 平成30年度	7,776

変 更

事 項	補 正 前		補 正 後	
	期 間	限 度 額 (千円)	期 間	限 度 額 (千円)
本庁舎改修引越等経費	自 平成28年度 至 平成29年度	16,005	自 平成28年度 至 平成29年度	37,372

第 4 表 地 方 債 補 正

追 加

起 債 の 目 的	限度額 (千円)	起債の方法	利率	償還の方法
漁 港 整 備 事 業 債	27,700	証書借入 又は 証券発行	5.0%以内 (ただし、利率見 直し方式で借り 入れる政府資金 及び地方公共団 体金融機構資金 について、利率 の見直しを行っ た後においては 当該見直し後の 利率)	政府資金・特定資 金、地方公共団体 金融機構資金に ついてはその融 通条件により、銀 行その他の場合 にはその債権者 との協定による ものとする。 ただし、市財政 の都合により据 置期間及び償還 期限を短縮し、 又は繰上償還も しくは低利に借 換えすることが できる。

変 更

起 債 の 目 的	限 度 額 (千円)	
	補 正 前	補 正 後
市 町 村 合 併 特 例 事 業 債	4,218,300	5,568,700
公 営 住 宅 整 備 事 業 債	26,800	49,500

平成28年度 伊勢市国民健康保険特別会計補正予算（第1号）

平成28年度 伊勢市の国民健康保険特別会計補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ、27,533千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ、15,699,498千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

第 1 表 歳入歳出予算補正

1 歳入

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
10 繰越金		1	27,533	27,534
	1 繰越金	1	27,533	27,534
歳入合計		15,671,965	27,533	15,699,498

2 歳出

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
1 総務費		193,201	△15,090	178,111
	1 総務管理費	165,082	△15,090	149,992
8 保健事業費		197,962	△2,542	195,420
	1 特定健康診査等事業費	177,185	△2,542	174,643
10 諸支出金		10,109	45,165	55,274
	1 償還金及び還付加算金	9,741	45,165	54,906
歳出合計		15,671,965	27,533	15,699,498

平成28年度 伊勢市後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）

平成28年度 伊勢市の後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ、3,151千円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ、2,881,836千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

第 1 表 歳入歳出予算補正

1 歳入

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
2 繰入金		1,682,580	△3,151	1,679,429
	1 一般会計繰入金	1,682,580	△3,151	1,679,429
歳入合計		2,884,987	△3,151	2,881,836

2 歳出

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
1 総務費		54,934	△3,151	51,783
	1 総務管理費	49,521	△3,151	46,370
歳出合計		2,884,987	△3,151	2,881,836

平成28年度 伊勢市介護保険特別会計補正予算（第2号）

平成28年度 伊勢市の介護保険特別会計補正予算（第2号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ、4,194千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ、12,971,212千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

第 1 表 歳入歳出予算補正

1 歳入

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
2 国庫支出金		3,162,713	△1,472	3,161,241
	2 国庫補助金	693,405	△1,472	691,933
4 県支出金		1,621,341	△736	1,620,605
	2 県補助金	38,039	△736	37,303
6 繰入金		2,024,122	6,032	2,030,154
	1 一般会計繰入金	1,892,781	6,032	1,898,813
7 繰越金		76,988	370	77,358
	1 繰越金	76,988	370	77,358
歳入合計		12,967,018	4,194	12,971,212

2 歳出

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
1 総務費		286,789	6,768	293,557
	1 総務管理費	139,770	6,768	146,538
3 地域支援事業費		200,057	△3,774	196,283
	1 地域支援事業費	200,057	△3,774	196,283
6 諸支出金		131,731	1,200	132,931
	1 償還金及び還付加算金	131,731	1,200	132,931
歳出合計		12,967,018	4,194	12,971,212

平成28年度伊勢市病院事業会計補正予算（第2号）

（総 則）

第1条 平成28年度伊勢市病院事業会計の補正予算（第2号）は、次に定めるところによる。

（業務の予定量）

第2条 予算第2条に定めた業務の予定量を次のとおり補正する。

項 目	既決予定量	補正予定量	計
(4) 主要な建設改良事業の概要			
ア 新病院建設事業	1,050,220 千円	5,730,000 千円	6,780,220 千円

（収益的収入及び支出）

第3条 予算第3条に定めた収益的支出の予定額を次のとおり補正する。（単位：千円）

支 出		既決予定額	補正予定額	計
款	項			
第1款	病院事業費用	6,591,764	24,383	6,616,147
第1項	医療費用	6,243,185	24,173	6,267,358
第2項	健診費用	166,897	210	167,107

（資本的収入及び支出）

第4条 予算第4条に定めた資本的収入及び支出の予定額を次のとおり補正する。（資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額 217,014 千円は、当年度分損益勘定留保資金等 217,014 千円で補填するものとする。）（単位：千円）

収 入		既決予定額	補正予定額	計
款	項			
第1款	資本的収入	1,321,144	5,730,000	7,051,144
第2項	企業債	870,300	3,993,200	4,863,500
第4項	出資金	256,700	1,331,100	1,587,800
第7項	国庫補助金	0	405,700	405,700

（単位：千円）

支 出		既決予定額	補正予定額	計
款	項			
第1款	資本的支出	1,533,791	5,734,367	7,268,158
第1項	建設改良費	1,236,052	5,730,167	6,966,219
第3項	投資	60,280	4,200	64,480

(債務負担行為)

第5条 予算第5条に定めた債務負担行為をすることができる限度額を次のとおり補正する。

(単位：千円)

事 項	補 正 前		補 正 後	
	期 間	限 度 額	期 間	限 度 額
新市立伊勢総合病院建設工事	自 平成29年度 至 平成30年度	11,630,000	自 平成29年度 至 平成30年度	5,900,000

(企業債)

第6条 予算第6条に定めた起債の限度額を次のとおり補正する。

(単位：千円)

起 債 の 目 的	既決限度額	補正限度額	計
新 病 院 建 設 事 業	770,300	3,993,200	4,763,500

(議会の議決を経なければ流用することのできない経費)

第7条 予算第9条に定めた経費の金額を次のとおり補正する。

(単位：千円)

項 目	既決予定額	補正予定額	計
(1) 職 員 給 与 費	3,856,331	24,550	3,880,881

平成28年度 伊勢市水道事業会計補正予算（第1号）

（総則）

第1条 平成28年度伊勢市水道事業会計の補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。

（業務の予定量）

第2条 平成28年度伊勢市水道事業会計予算（以下「予算」という。）第2条に定めた業務の予定量を次のとおり補正する。

項 目	既決予定量	補正予定量	計
（4）主要な建設改良事業の概要			
イ 送配水管・施設新設及び更新事業	1,286,833 千円	△216 千円	1,286,617 千円
ウ 老朽管更新事業	405,872 千円	35 千円	405,907 千円

（収益的収入及び支出）

第3条 予算第3条に定めた収益的支出の予定額を次のとおり補正する。

（単位 千円）

支 出			
款 項	既決予定額	補正予定額	計
第1款 水道事業費用	2,439,757	6,669	2,446,426
第1項 営業費用	2,269,999	6,669	2,276,668

（資本的収入及び支出）

第4条 予算第4条本文括弧書中、資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額「1,666,549千円」を「1,666,368千円」に改め、資本的支出の予定額を次のとおり補正する。

（単位 千円）

支 出			
款 項	既決予定額	補正予定額	計
第1款 資本的支出	2,185,132	△181	2,184,951
第1項 建設改良費	1,863,741	△181	1,863,560

(議会の議決を経なければ流用することのできない経費)

第5条 予算第8条に定めた経費の金額を次のように改める。

(単位 千円)

項 目	既 決 予 定 額	補 正 予 定 額	計
(1) 職 員 給 与 費	302,013	7,698	309,711

平成28年度 伊勢市下水道事業会計補正予算（第1号）

（総則）

第1条 平成28年度伊勢市下水道事業会計の補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。

（業務の予定量）

第2条 平成28年度伊勢市下水道事業会計予算（以下「予算」という。）第2条に定めた業務の予定量を次のとおり補正する。

項 目	既決予定量	補正予定量	計
（4）主要な建設改良事業の概要			
ア 汚水管渠敷設事業	2,671,975 千円	△4,853 千円	2,667,122 千円
ウ 雨水管渠更新事業	28,570 千円	△59 千円	28,511 千円
エ ポンプ場築造事業	26,628 千円	737 千円	27,365 千円

（収益的収入及び支出）

第3条 予算第3条に定めた収益的支出の予定額を次のとおり補正する。

（単位 千円）

支		出		計
款 項	既決予定額	補正予定額		
第1款 下水道事業費用	3,944,096	14,593		3,958,689
第1項 営業費用	2,670,188	14,593		2,684,781

（資本的収入及び支出）

第4条 予算第4条本文括弧書中、資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額「1,416,358千円」を「1,412,183千円」に改め、資本的支出の予定額を次のとおり補正する。

（単位 千円）

支		出		計
款 項	既決予定額	補正予定額		
第1款 資本的支出	4,586,245	△4,175		4,582,070
第1項 建設改良費	3,373,299	△4,175		3,369,124

(議会の議決を経なければ流用することのできない経費)

第5条 予算第9条に定めた経費の金額を次のように改める。

(単位 千円)

項 目	既 決 予 定 額	補 正 予 定 額	計
(1) 職 員 給 与 費	277,270	9,933	287,203

伊勢市告示第 130 号

指定地域密着型サービス事業者から介護保険法(平成 9 年法律第 123 号)第 78 条の 5 第 2 項の規定により、指定地域密着型通所介護事業の廃止の届出があったので、同法第 78 条の 11 及び介護保険法施行規則(平成 11 年厚生省令第 36 号)第 131 条の 14 の規定により、次のとおり告示します。

平成 28 年 12 月 28 日

伊勢市長 鈴木 健 一

- 1 事業者の名称
特定非営利活動法人 まみいはんど
- 2 廃止する事業所の名称及び所在地
名 称 デイサービス 第二ふるさと
所在地 伊勢市宇治浦田 3 丁目 59 番 25 号
- 3 廃止の届出の受理をした年月日
平成 28 年 11 月 29 日 (事業所廃止年月日 : 平成 28 年 12 月 31 日)
- 4 サービスの種類
地域密着型通所介護

伊勢市告示第 131 号

指定地域密着型サービス事業者から介護保険法(平成 9 年法律第 123 号)第 78 条の 5 第 2 項の規定により、指定地域密着型通所介護事業の廃止の届出があったので、同法第 78 条の 11 及び介護保険法施行規則(平成 11 年厚生省令第 36 号)第 131 条の 14 の規定により、次のとおり告示します。

平成 28 年 12 月 28 日

伊勢市長 鈴木 健 一

- 1 事業者の名称
株式会社 ハウス・柏
- 2 廃止する事業所の名称及び所在地
名 称 柏・デイサービスセンター
所在地 伊勢市柏町 8 番地 1
- 3 廃止の届出の受理をした年月日
平成 28 年 12 月 7 日 (事業所廃止年月日：平成 28 年 12 月 31 日)
- 4 サービスの種類
地域密着型通所介護

伊勢市告示第 132 号

市道の路線の廃止について

道路法（昭和 27 年法律第 180 号）第 10 条第 1 項の規定により、次のように市道の路線を廃止しました。

その関係図面は、伊勢市都市整備部維持課において一般の縦覧に供します。

平成 28 年 12 月 28 日

伊勢市長 鈴木 健 一

路線名	起 点	重要な 経過地	備考
	終 点		
神菌 11-1 号線	神菌町字切間 1508 番 1 地先		
	神菌町字里 1001 番 1 地先		
神菌 11-2 号線	神菌町字切間 1599 番 2 地内		
	神菌町字里 456 番 12 地内		

伊勢市告示第 133 号

市道の路線の認定について

道路法（昭和 27 年法律第 180 号）第 8 条の規定により、次のように市道の路線を認定しました。

その関係図面は、伊勢市都市整備部維持課において一般の縦覧に供します。

平成 28 年 12 月 28 日

伊勢市長 鈴木 健 一

路線名	起 点	重要な 経過地	備考
	終 点		
神菌 11-1 号線	円座町字一ノ切 122 番地先		
	神菌町字里 1001 番 1 地先		
神菌 28-15 号線	神菌町字切間 1616 番地先		
	神菌町字切間 1607 番地先		
宮前 28-16 号線	小俣町宮前 802 番 11 地先		
	小俣町宮前 802 番 12 地先		
新村 28-17 号線	小俣町新村字一ノ岡 558 番 180 地先		
	小俣町新村字一ノ岡 558 番 176 地先		
高向 28-18 号線	御菌町高向字的場 2099 番 9 地先		
	御菌町高向字的場 2099 番 8 地先		

神久3丁目 28-19号線	神久三丁目 227番4地先		
	神久三丁目 227番14地先		
旭 28-20号線	旭町字中道 254番3地先		
	旭町字中道 262番7地先		
旭 28-21号線	旭町字中道 262番7地先		
	旭町字中道 262番6地先		
黒瀬 28-22号線	黒瀬町字池ノ口 851番10地先		
	黒瀬町字池ノ口 851番6地先		

伊勢市告示第 134 号

道路の区域の決定について

道路法（昭和 27 年法律第 180 号）第 18 条第 1 項の規定により、次のように道路の区域を決定しました。

その関係図面は、伊勢市都市整備部維持課において一般の縦覧に供します。

平成 28 年 12 月 28 日

伊勢市長 鈴木 健 一

道路の種類	路 線 名	敷地の幅員 メートル	延 長 メートル
市 道	神菌 11-1 号線	9.3 ~ 48.0	670
市 道	神菌 28-15 号線	5.0 ~ 11.2	174
市 道	宮前 28-16 号線	6.0 ~ 9.5	25
市 道	新村 28-17 号線	6.0 ~ 12.1	90
市 道	高向 28-18 号線	6.0 ~ 10.5	29
市 道	神久 3 丁目 28-19 号線	6.0 ~ 9.5	87
市 道	旭 28-20 号線	6.0 ~ 9.5	100
市 道	旭 28-21 号線	6.0 ~ 12.0	32
市 道	黒瀬 28-22 号線	6.0 ~ 14.7	25

伊勢市告示第 135 号

道路の供用開始について

道路法（昭和 27 年法律第 180 号）第 18 条第 2 項の規定により、次のように道路の供用を開始します。

その関係図面は、伊勢市都市整備部維持課において告示の日から 2 週間一般の縦覧に供します。

平成 28 年 12 月 28 日

伊勢市長 鈴木 健 一

路 線 名	供用開始の区間	供用開始の期日
宮前 28-16 号線	小俣町宮前 802 番 11 地先 小俣町宮前 802 番 12 地先	平成 28 年 12 月 28 日
新村 28-17 号線	小俣町新村字一ノ岡 558 番 180 地先 小俣町新村字一ノ岡 558 番 176 地先	平成 28 年 12 月 28 日
高向 28-18 号線	御菌町高向字的場 2099 番 9 地先 御菌町高向字的場 2099 番 8 地先	平成 28 年 12 月 28 日
神久 3 丁目 28-19 号線	神久三丁目 227 番 4 地先 神久三丁目 227 番 14 地先	平成 28 年 12 月 28 日
旭 28-20 号線	旭町字中道 254 番 3 地先 旭町字中道 262 番 7 地先	平成 28 年 12 月 28 日
旭 28-21 号線	旭町字中道 262 番 7 地先 旭町字中道 262 番 6 地先	平成 28 年 12 月 28 日

黒瀬 28-22 号線	黒瀬町字池ノ口 851 番 10 地先 黒瀬町字池ノ口 851 番 6 地先	平成 28 年 12 月 28 日
-------------	---	-------------------

伊勢市上下水道事業告示第 40 号

伊勢市指定給水装置工事事業者規程(平成 17 年上下水道事業管理規程第 17 号) 第 5 条の規定により伊勢市指定給水装置工事事業者を次のとおり指定しましたので、告示します。

平成 28 年 12 月 16 日

伊勢市長 鈴木 健 一

指定 番号	事業者名	所 在 地	指定年月日
358	三重水熱工業 株式 会社	津市上浜町二丁目 223 番地	平成 28 年 12 月 8 日

伊勢市公告第 112 号

公 示 送 達

下記の者の平成 27 年度固定資産税・都市計画税督促状は、住所、居所等が不明のため送達することができないので、地方税法（昭和 25 年法律第 226 号）第 20 条の 2 の規定により公示送達をします。

なお、当該書類は、総務部収納推進課に保管してありますから、来庁の上、受領してください。

平成 28 年 12 月 19 日

伊勢市長 鈴木 健 一

記

氏 名	住 所
省略	省略

伊勢市公告第 113 号

地方自治法(昭和 22 年法律第 67 号)第 260 条の 38 第 1 項の規定により、認可地縁団体が所有する不動産の所有権の移転の登記に係る公告を求める申請がありましたので、同条第 2 項の規定により、次のとおり公告します。

平成 28 年 12 月 26 日

伊勢市長 鈴木 健 一

1 申請を行った認可地縁団体の名称、区域及び主たる事務所

(1) 名称

高向区

(2) 区域

大字高向区区域内

(3) 主たる事務所

伊勢市御菌町高向 2589 番地 1

2 申請不動産に関する事項

(1) 土地

地目	面積 (㎡)	所在地
宅地	119.00 ㎡	伊勢市御菌町高向字北之世古 2537 番 1

(2) 表題部所有者又は登記名義人に関する事項

氏名又は名称	住所	共有持分
辻村 長三郎	度会郡御菌村大字高向 2671 番地	5 分の 1
辻村 安次郎	度会郡御菌村大字高向 2384 番地	5 分の 1

中村 齋五郎	度会郡御菌村大字高向 2562 番地	5 分の 1
辻村 やす	度会郡御菌村大字高向 2504 番地	10 分の 1
辻村 幸久	度会郡御菌村大字高向 323 番地 1	10 分の 1
村田 齋吉	度会郡御菌村大字高向 85 番屋敷	5 分の 1

3 異議を述べることができる者の範囲

申請不動産の表題部所有者若しくは所有権の登記名義人若しくはこれらの相続人又は申請不動産の所有権を有することを疎明する者

4 異議を述べることができる期間

平成 28 年 12 月 26 日から平成 29 年 3 月 27 日まで

5 異議申出の方法

地方自治法施行規則（昭和 22 年内務省令第 29 号）第 22 条の 3 第 2 項に規定する申出書及び関係書類を伊勢市長に提出すること。

6 異議申出書等提出先

伊勢市御菌町長屋 1221 番地

伊勢市環境生活部市民交流課

電話 0596-21-5563

伊勢市公告第 114 号

地方自治法(昭和 22 年法律第 67 号)第 260 条の 38 第 1 項の規定により、認可地縁団体が所有する不動産の所有権の移転の登記に係る公告を求める申請がありましたので、同条第 2 項の規定により、次のとおり公告します。

平成 28 年 12 月 26 日

伊勢市長 鈴木 健 一

1 申請を行った認可地縁団体の名称、区域及び主たる事務所

(1) 名称

高向区

(2) 区域

大字高向区区域内

(3) 主たる事務所

伊勢市御菌町高向 2589 番地 1

2 申請不動産に関する事項

(1) 土地

地目	面積 (㎡)	所在地
宅地	148.76 ㎡	伊勢市御菌町高向字東新出 2510 番

(2) 表題部所有者又は登記名義人に関する事項

氏名又は名称	住所	共有持分
辻村 長三郎	度会郡御菌村大字高向 2671 番地	5 分の 1
辻村 安次郎	度会郡御菌村大字高向 2384 番地	5 分の 1

中村 安吉	度会郡御菌村大字高向 60 番屋敷	5 分の 1
辻村 やす	度会郡御菌村大字高向 2504 番地	10 分の 1
辻村 幸久	度会郡御菌村大字高向 323 番地 1	10 分の 1
村田 齋吉	度会郡御菌村大字高向 85 番屋敷	5 分の 1

3 異議を述べることができる者の範囲

申請不動産の表題部所有者若しくは所有権の登記名義人若しくはこれらの相続人又は申請不動産の所有権を有することを疎明する者

4 異議を述べることができる期間

平成 28 年 12 月 26 日から平成 29 年 3 月 27 日まで

5 異議申出の方法

地方自治法施行規則（昭和 22 年内務省令第 29 号）第 22 条の 3 第 2 項に規定する申出書及び関係書類を伊勢市長に提出すること。

6 異議申出書等提出先

伊勢市御菌町長屋 1221 番地

伊勢市環境生活部市民交流課

電話 0596-21-5563

伊勢市公告第 115 号

伊勢市都市マスタープラン全体構想 Ver. 2.0 を策定しましたので、次のとおり当該プランを公表します。

平成28年12月28日

伊勢市長 鈴木 健 一

「次」は省略し、その関係書類を伊勢市都市整備部都市計画課に備え置いて縦覧に供します。

伊勢市公告第 116 号

農業経営基盤強化促進法（昭和 55 年法律第 65 号）第 18 条第 1 項の規定により、次のように農用地利用集積計画を定めましたので、同法第 19 条の規定により公告します。

平成 28 年 12 月 28 日

伊勢市長 鈴木 健 一

「次」は省略し、その関係書類を伊勢市産業観光部農林水産課に備え置いて縦覧に供します。